

第 2 次世田谷区教育ビジョン

・

第 1 期行動計画 (案)

平成 2 6 年 1 月

目次

第1章 第2次世田谷区教育ビジョン	1
第1節 第2次世田谷区教育ビジョンの策定にあたって	2
第2節 第1次世田谷区教育ビジョンを振り返って	3
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第5節 本ビジョンの構成	9
第6節 教育目標	10
第7節 今後10年間の基本的な考え方	11
第8節 3つの基本方針	12
第9節 6つの施策の柱	15
第10節 重点事業	18
第2章 第1期行動計画	25
第1節 行動計画の体系	26
第2節 4年間のリーディング事業	28
第3節 18の取り組み項目(個別の取り組み)・年次計画	39
第4節 開かれた教育委員会の推進	93
資料編	95
第1節 教育に関する主な動向	96
第2節 世田谷区の教育関連データ	96

第 1 章 第 2 次世田谷区教育ビジョン

第1節 第2次世田谷区教育ビジョンの策定にあたって

教育がめざすものは、人格の完成、「人」づくりです。個人の能力を伸ばし、自立した人間を育てるとともに、次代を担う「人」を育成していく使命を担っています。このことはいかに時代や状況が変わろうとも普遍です。

急速に進展する少子高齢化や高度情報化、経済・社会のグローバル化などに、家族形態や地域社会の変容なども加わり、教育を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、東日本大震災は、誰もが命の尊さ、思いやりや「人」とのつながりの大切さを改めて気づかせただけでなく、同時に教育の果たす役割の重要性を再認識させました。

このような中で、教育は社会の変化を踏まえ、絶えずそのあり方を確認しつつ、その変化に主体的に対応し、今後の社会を支え、発展させる「人」づくりが求められています。

教育委員会では、平成17年3月に「世田谷区教育ビジョン」を策定し、そのめざす教育の方向を示しました。世田谷区で長年取り組んできた地域の教育力をいかした「地域とともに子どもを育てる教育」を基本に、国に先駆け、あるいは国の動向等を踏まえつつ、教科「日本語」の設置や「世田谷9年教育」など、さまざまな特色のある取り組みを実践してきました。

平成25年9月に、世田谷区の今後の20年の公共的指針となる新たな基本構想が策定されました。その実現のための基本計画策定を機に、教育委員会においても、学校教育のみならず、この間の改正教育基本法を踏まえ家庭教育や生涯学習の推進なども視野に入れ、平成26年度を初年度とする、今後10年間の教育の方向を「第2次世田谷区教育ビジョン」として取りまとめました。

このビジョンでは、学校・家庭・地域が連携・協働した教育をより一層推進していくとともに、一人ひとりの多様な個性や能力を伸ばし、変化の激しい時代を生きる、生き抜く基盤となる「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよく培い、生涯を通じて学び、その成果を地域社会にいかしていくことを重視しています。

子どもたちの個性や能力を伸ばしていくためにも、学校での教育活動等を通して、自尊感情や自己肯定感（自分をかけがえのない存在、価値ある存在として捉える気持ち）を高めていくことも欠かせない取り組みです。

教育委員会では、こうした視点を重視して、これまで築きあげてきた教育に関するさまざまな基盤の定着と、その内容・質の向上に取り組むとともに、社会の状況などを的確に把握しつつ、子どもたちや学校等の状況に即応しながら、教育の基本、原点を見据えた、適切で地に足のついた施策を着実に推進してまいります。

今後、教育委員会は、この第2次世田谷区教育ビジョンを指針に、学校はもとより家庭・地域と連携・協働しながら、世田谷にふさわしい教育を全力で推進し、区民の信頼と期待に応えてまいります。

第2節 第1次世田谷区教育ビジョンを振り返って

教育委員会では、平成17年3月に策定した第1次世田谷区教育ビジョンに基づき、さまざまな施策展開を図ってきました。これまでの主な取り組みを振り返り、その課題等を整理しました。

学校協議会と地域運営学校の拡充

教育委員会では、地域が有する教育力の重要性を認識し、「地域とともに子どもを育てる教育」の推進をめざして、平成9年度に全国に先駆け「児童・生徒の健全育成」「地域防災・防犯」「教育活動の充実」の3つをねらいとした「学校協議会」を全区立小・中学校に設置しました。また、平成18年度からは、小・中合同学校協議会や、「世田谷9年教育」の「学び舎」での合同学校協議会へと発展させ、学校間の授業交流や合同行事の実施など連携を進めてきました。さらに、法令改正を機に、平成17年度に区立学校5校を地域運営学校に指定し、順次指定校を拡大し、平成25年度には区立小・中学校全校を地域運営学校に指定しました。

地域運営学校では、保護者や地域の方々の代表等で構成される合議体の学校運営委員会が、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、委員の意見や要望などを迅速かつ的確に学校運営に反映することや、学校の運営方針、教育活動への保護者、地域の方々の理解が深まるなどの成果が見られています。

一方で、地域運営学校の全校指定を機に、学校協議会との関係などを整理すべき時期にきています。地域運営学校の運営の充実を図るとともに、今後の学校協議会については、学校や地域の特性とともにこれまでの経緯を踏まえ検証し、制度の基本理念を尊重しながら、学校評価システムのあり方も含め、世田谷らしい地域特性をいかした学校を支えるボランティア組織への再編などが求められています。

教科「日本語」の充実

すべての知的活動の基盤であり、私たちの母語である「日本語」の力を育成するため、区立小・中学校では、平成15年度から「美しい日本語を世田谷の学校から」という取り組みを推進してきました。言葉に関心をもち、登校時から下校時までのすべての教育活動を通して言葉を大切にすることを進めようとするものです。この取り組みを深化させるため、教育委員会は構造改革特区「世田谷『日本語』教育特区」に認定され、平成19年度から教科「日本語」を設置し、区独自の教科用図書を作成し、区立小・中学校全校で授業を開始しました。

授業開始から6年が経過し、各学校での取り組みも定着してきましたが、どのように児童・生徒の育ちにつながっているのか、などを含め、これまでの取り組みを総合的に検証しながら、教員の授業力の向上、指導資料等の充実など必要な改善に取り組み、効果的な教科「日本語」の推進を図っていく必要があります。

世田谷 9 年教育の推進

教育ビジョンがめざす子ども像の実現のためには、義務教育の 9 年間を一体として捉え、地域の小・中学校が協働して、同じ目標や方針をもち、授業の質を高め、小学校入学から中学校卒業までに、一人ひとりの有する個性や能力を十分に伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養うことが重要です。教育委員会では、平成 18 年度から区立小・中学校の校長会とともに、小・中学校が一体となって質の高い義務教育を実現する取り組みについて検討を開始し、平成 22 年 4 月に保護者、地域の方、学識経験者、区立小・中学校の校長などを委員とする検討委員会で、「『世田谷 9 年教育』の推進に向けた基本的な方針」を定め、区立学校全校での試行を経て、平成 25 年度から区立小・中学校全校で完全実施しました。

「世田谷 9 年教育」の 3 つの柱である「学習内容」「学校運営」「教職員の研修・研究、学校への支援」を中心に、「世田谷区教育要領」に基づく授業や学習習得確認調査、小・中合同確認会議、小・中学校が連携した教育活動など、学校や「学び舎」で具体的な取り組みを進めています。

今後、「世田谷 9 年教育」の定着や質の向上に向けて取り組む中で、子どもたち、保護者や地域の方が「世田谷 9 年教育」の具体的なイメージの共有や、取り組みへの十分な理解のために、学校や教育委員会から区民に向けた積極的な情報発信などが求められています。また、「教職員の研修・研究、学校への支援」を充実させるため、その機能や規模等を拡充した新たな教育センターの整備も必要となります。さらに、各「学び舎」にかかる通学区域の検討なども今後取り組むべき課題です。

特別支援教育の推進

平成 17 年 9 月に、「世田谷区における特別支援教育の在り方について」をまとめ、配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸長するため、平成 19 年度より特別支援教育を推進しています。

教育環境の整備、相談機能の充実、保健福祉分野との連携等を総合的に進めるとともに、就学支援シートや就学支援ファイルを導入し、就学前機関等から小学校への円滑な引き継ぎを図っています。また、補充指導の非常勤講師や学校支援員の配置など、人の配置による支援の充実に取り組むとともに、小・中学校への特別支援学級の計画的な整備を進めています。

特別支援学級に入級する児童・生徒は増加傾向にあり、今後とも障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などを考慮しながら、計画的な学級整備に取り組む必要があります。また、障害者基本法の改正等を受け、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム¹の構築に関する国や都の動向等に注視しつつ、教育環境を整備していくことが求められています。

¹ インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約第 24 条により、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。

いじめや不登校²への対応

いじめや不登校等への取り組みとして、児童・生徒の居場所である「ほっとスクール」の運営、「不登校保護者のつどい」の開催、不登校児童・生徒の家庭へ大学生等を派遣する「メンタルフレンド」などを実施してきました。

また、学校内外の教育相談機能の充実のため、区独自に全小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、平成21年5月には「世田谷区における不登校対策のあり方について」をまとめ、区内5か所の教育相談室の施設拡充やスクールソーシャルワーカーの配置、不登校相談窓口の設置などを進めてきました。さらに、平成25年4月に設置した「子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)」などとも連携し、児童・生徒が抱えるさまざまな課題の解決に取り組んでいます。

これらの取り組みとともに、今後は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」への対応をはじめ、教育相談体制・不登校対策のさらなる充実が求められています。

家庭教育の支援

各学校のPTAと連携して、家庭教育力の向上をめざした「家庭教育学級」の開催や、小学校校長会・副校長会と世田谷区小学校PTA連合協議会が協働して作成した家庭教育に関するリーフレット等により、家庭教育の充実のための取り組みを進めてきました。

また、平成18年の教育基本法の改正を受け、家庭教育に関する全区的な諸団体の代表者で構成される「家庭教育支援推進区民会議」を開催しました。また、庁内関係課の横断的な体制として「家庭教育支援推進関係課連絡会」を設け、情報交換や意見交換等を通して、家庭教育への支援を強化しています。

家庭教育力の向上をめざし、子どもの望ましい育成のために、親自身が学び育つための学習の場や情報を提供するとともに福祉等との連携による相談機能を充実し、学校・家庭・地域が連携して、地域の教育力を向上させ、それをいかしていくための取り組みを推進していく必要があります。

学校における教育環境の整備

区立小・中学校の児童・生徒数の今後の推移を念頭に、学校の大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3課題を総合的に捉えながら、平成21～25年度までの概ね5年間(第1ステップ)の、適正規模化の具体的な年次計画を推進してきました。

学校の大規模化に対しては、通学区域内の児童数増加に対応するため、二子玉川小学校、砧南小学校、千歳小学校、千歳台小学校の普通教室の増築等を実施しました。

学校の小規模化に対しては、平成23年度から若林中学校と山崎中学校が統合し世田谷中学校を、平成24年度に船橋中学校と希望丘中学校が統合し、船橋希望中学校を開設しました。

² 不登校：病気や経済的な理由以外の要因・背景によって、児童生徒が登校しない、あるいはできない状況。

校舎の老朽化に対しては、平成18年3月に策定した「新たな学校施設整備方針」等に基づき計画的な学校改築を行うとともに、災害時に避難場所となる学校の耐震性を確保するため、平成21年度には区立学校全校の耐震化を完了しました。平成25年9月には、計画期間を平成25年度から平成31年度までとする「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策(第2ステップ)」を策定し、今後、学校の大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題への具体的な取り組みを推進していきます。

生涯学習・社会教育の推進

区民が生涯を通して、いつでも、どこでも、だれでもが自由に学ぶことができ、学習機会が得られるように、区長部局と連携しながら、効果的で多彩な生涯学習事業を展開してきました。また、地域におけるPTAや青少年委員の活動などにより、学校・家庭・地域の連携・協働は一定の成果をあげています。

今後とも、各地域における生涯学習事業への区民の主体的な参加と学習活動の支援を通して、地域のコミュニティづくりにつなげていきます。また、地域とともに学びあい、育ちあう学習活動の支援とともに、学習の成果をいかして、地域社会への貢献につながる環境を整え、次の世代と社会の担い手をはぐくんでいくことが必要です。さらに、中高生世代自らが、主体的にかかわることのできる場や自主的に活動できる場が求められています。

区民の学習活動を支える図書館については、中央図書館と15か所の地域図書館、5か所のまちかど図書室を展開し、地域の学習拠点として充実を図ってきました。また、平成18年度から「世田谷区子ども読書活動推進計画」をもとに、家庭での読書活動の普及啓発、学校への調べ学習用図書の貸出、読書活動の担い手の育成などを進めてきました。さらに、平成22年3月にはこれからの図書館像を示した「世田谷区立図書館ビジョン」を策定しました。

今後の図書館については、区民の課題の解決や学びによる生活の質を高める「知と学びと文化の情報拠点」とするとともに、地域に開かれた「学びと文化をはぐくむ場」として、区における文化の創造と知のネットワークづくりの拠点としての役割が求められています。そのため、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応できる運営体制の構築、電子化への対応など、図書館機能の拡充に向け、取り組んでいく必要があります。

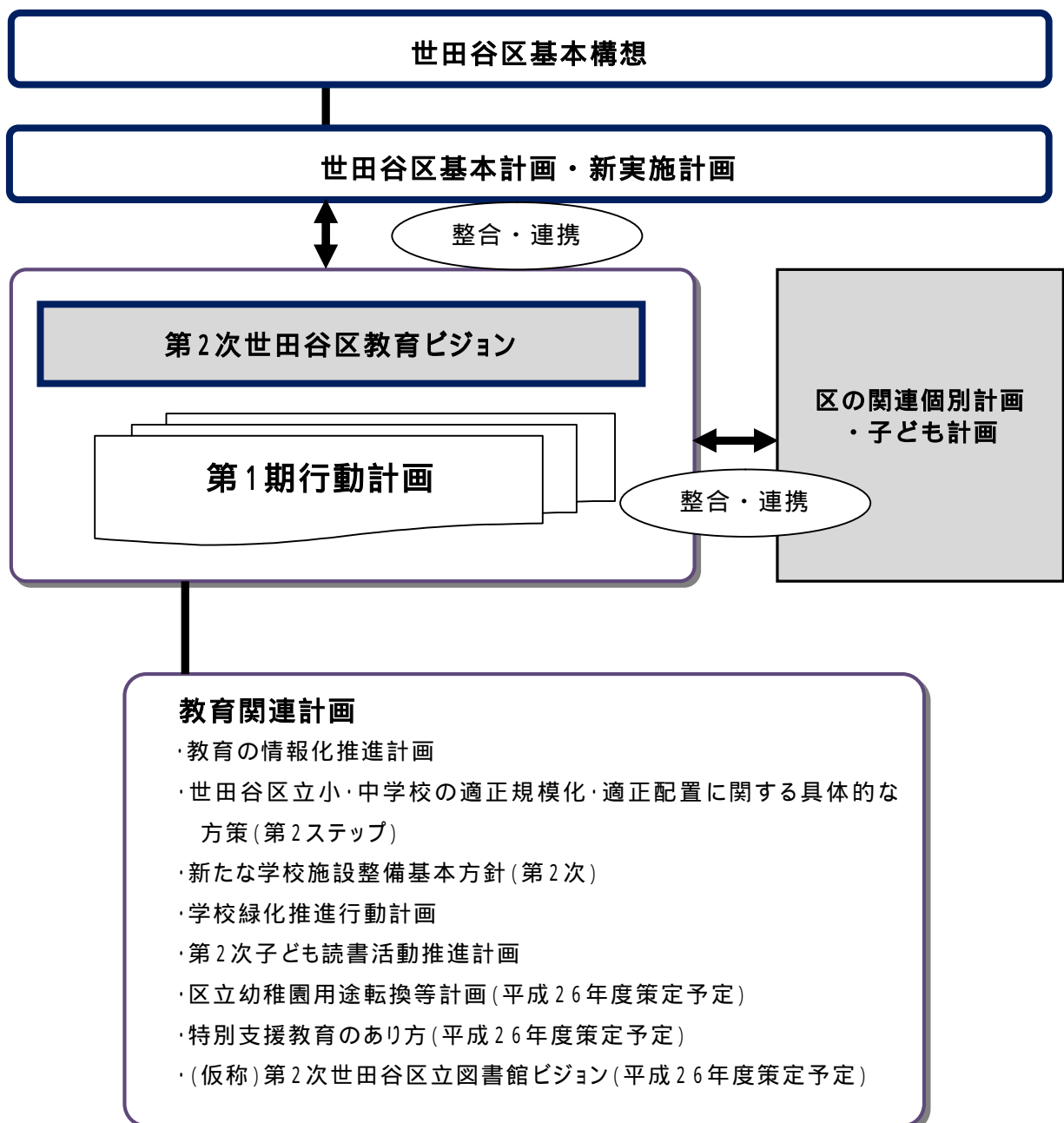
また、区内に多数ある文化財については、保護・保存に取り組み、普及・啓発に努めていますが、郷土「世田谷」の理解と、歴史・文化を継承するため、ボランティアの育成や文化財を活用する場の整備がさらに必要です。

第3節 計画の位置づけ

本ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定します。計画の対象範囲は、学校教育、就学前教育、生涯学習、社会教育など教育委員会のすべての教育活動が対象です。

「世田谷区基本計画」を上位計画とし、「世田谷区新実施計画」や他の関係個別計画等と整合・連携を図りながら策定しました。

他計画との関連イメージ図



第4節 計画の期間

本ビジョンは、平成26年度から、おおむね10年間を通して、そのめざすべき教育の姿を明らかにします。

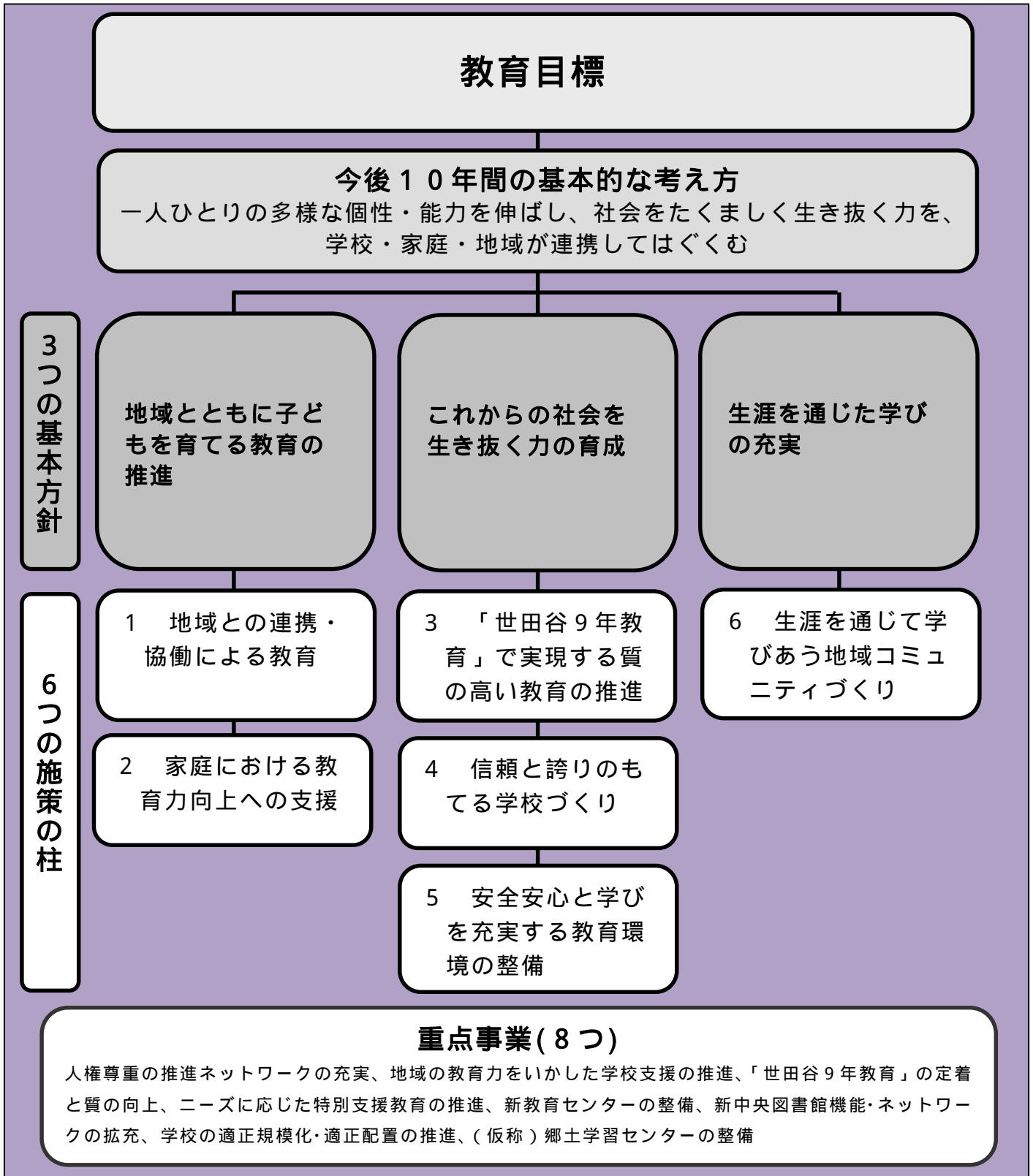
また、平成26年度からおおむね4年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うこととします。

計画期間のイメージ図

平成 26年度 2014	平成 27年度 2015	平成 28年度 2016	平成 29年度 2017	平成 30年度 2018	平成 31年度 2019	平成 32年度 2020	平成 33年度 2021	平成 34年度 2022	平成 35年度 2023
第2次世田谷区教育ビジョン									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
世田谷区基本計画									
世田谷区新実施計画				世田谷区新実施計画				調整計画	

第5節 本ビジョンの構成

教育目標、基本的な考え方、3つの基本方針、6つの施策の柱の関連



第6節 教育目標

すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解し、さまざまな差別や偏見をなくし、人としての尊さを自他ともに認識し、また、思いやりの心や社会生活における基本的なルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくんでいくことが求められます。教育委員会は、人権尊重の理念を広く社会に定着させるとともに、互いを尊重し、支えあうために教育の果たす役割は極めて大きいとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とし、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。

また、我が国を取り巻く環境が大きく変容する中で、人が人として生きるうえで大切なもの、日本人としてのアイデンティティ、グローバル社会で活躍するための資質・国際感覚、自ら考え、解決に向けて行動する力などを身に付けた人を育成することが重要であるとの認識にたち、以下の教育目標を定め、推進します。

世田谷区教育委員会は、育てたい子ども像を次のように定めます。

ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども

生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども

日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する子ども

深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

このことによって、自他を敬愛し、理想と志をもち、我が国と郷土を愛し、世界の人々とともに生きることのできる自立した個人の育成を期するとともに、新しい豊かな文化の創造をめざす教育を推進します。

また、区民のだれもが、生涯を通して自ら学び、その成果をいかして生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざします。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚して相互に連携・協力し、地域に根ざして行うことが重要であるとの認識に立ち、地域とともに子どもを育てる教育を推進します。

第7節 今後10年間の基本的な考え方

本ビジョンでは、教育目標の実現に向け、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことを一層重視し、さらに、誰もがひとしく生涯を通じて学ぶ意欲をもち、多様な能力や個性を發揮できる地域社会をつくるため、今後の10年間の基本的な考え方を次のとおり設定しました。

一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ

（多様性の尊重）

一人ひとりの個性や能力はそれぞれ異なっています。その多様な個性や能力を伸ばし、互いを尊重し協調しながら、充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められます。

特に、成長期にある子どもへの教育は、改めて教育の基本にたちかえり、子ども一人ひとりがもつ多様な個性や能力を十分把握した上で、個に応じた指導を発達段階に応じて、きめ細かく系統的に行っていくことが重要です。

（生き抜く力の育成）

変化の激しい時代を担う子どもたちは、これからの社会を自立的に生きるための基礎となる、「豊かな知力」「豊かな人間性」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむことが求められます。

子どもの学習の状況、心や身体の状況などを的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばし、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けていくことが重要です。

また、生涯を通して、自ら学び、その成果を發揮し豊かな人生が送れるよう、そのライフステージ³や置かれた状況に応じた学習環境の確保・充実等が大切です。

（学校・家庭・地域との連携）

世田谷区では、学校選択制を採らず、長年にわたって地域と一体となり、地域のさまざまな教育力を活用した「地域とともに子どもを育てる教育」を実践してきています。

教育に関する家庭や地域の声に応えていくためには、学校がより地域に開かれ、家庭や地域に学校運営や教育活動への参画を積極的に求めて、地域と一体となって豊かな教育の場をつくりだしていくことが必要です。さらに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、補完しあう双方向の協力や信頼関係を構築していくことが重要です。

³ ライフステージ：乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期と、人の生涯における段階。

第 8 節 3 つの基本方針

基本方針は、教育目標を達成するための学校教育や生涯学習の推進に向けた、基本的な方向性を示すものです。世田谷区教育委員会は、今後 10 年間の基本的な考え方に沿って、以下の基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進します。

基本方針 1 地域とともに子どもを育てる教育の推進

～世田谷らしい豊かな教育基盤をいかし、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる～

子どもたちは、発達段階を通して、家庭で、学校で、地域の中で育っていきます。子どもたちの健全育成を推進していくには、子どもの教育の担い手である学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

家庭における教育は、教育の原点であり、その自主性を尊重しつつも、学校や地域との連携の中で、家庭での教育が行われるよう、家庭教育を支援する情報の提供や学習機会の充実など、福祉部門との連携を含め、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりの推進により、家庭教育への支援を強化していきます。

また、これまで以上に地域がもつ教育力の重要性を認識し、その教育力を高める取り組みとともに、地域に根ざした学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協働する基盤づくりを推進していきます。

こうした基盤をもとに地域で子どもたちの学びを支援するとともに、学校を中心とする地域コミュニティの活性化や地域防災・文化・スポーツなど、地域の絆の形成につながる活動を支援していきます。

保護者・地域の方々の力を学校運営にいかす「地域運営学校」の運営の充実や、学校評価システムによる学校改善に継続して取り組みます。

さらに、地域運営学校の区立学校全校の指定を機に、学校協議会との関係整理とあわせて、保護者や地域の方々をはじめとした学校を支えるボランティア組織の効率的な運営に向け、子どもたちを取り巻く課題などに対応する地域ぐるみの活動を支援する仕組みや、学校をさらに支援するための体制づくりを推進していきます。

今後も、世田谷らしい豊かな教育資源や基盤などを活用しながら、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともに子どもを育てる教育、地域とともにある学校づくりを推進します。

基本方針 2 これからの社会を生き抜く力の育成

～一人ひとりが多様な個性や能力を発揮しながら、人とかがわり、自ら「感じ」「考え」「表現する」力をはぐくむ～

子どもたちには、いかに社会が変わろうとも、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、これからの社会を生き抜く力の基礎となる「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」を義務教育でしっかりと育てていくことが重要です。

これまで取り組んできた質の高い義務教育の実現をめざす、「世田谷9年教育」の推進とその定着、そして質・内容の向上に取り組む中で、言語活動を重視しながら、ICT⁴を活用しつつ、基礎・基本となる知識や思考力、判断力、表現力など主体的に学習に取り組む意欲や態度などの豊かな知力を育成します。

また、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であるとの認識にたち、人権尊重の精神を基調とする教育を推進していく中で、道徳性、社会性や豊かな感性をはぐくむ教育を推進するとともに、学校の指導等を通して自らの個性や能力を伸ばそうとする意欲や態度につながる子どもの自己肯定感を高めていくなど、豊かな人間性を培います。

さらに、子どもの体力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する教育の充実、部活動の充実、家庭や地域と連携した食育⁵の推進等を図る中で、児童・生徒が基礎的な体力を身に付けられるよう、系統的な学習機会等を充実し、健やかな身体・たくましい心をはぐくみます。

また、他者や他世代、自然などのかかわりやつながりを持ち、「実物」を体験・体感する機会を充実するとともに、国際理解や環境に関する教育などを推進し、持続可能な社会の形成者としての成長をはぐくみます。さらに、子どもの安全・安心を確保するため防災教育を含め安全教育を推進します。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況に応じた指導・支援の充実や教育相談体制・不登校対策の充実など、教育基盤の整備を図るとともに、インクルーシブ教育システムなど新たな特別支援教育施策について、国や都の動向を注視しながら対応していきます。

また、教育の成否は、「人」にあります。教職員の資質・能力の総合的な向上や学校のマネジメント力の向上を図るため、教職員の研修や教職員による研究活動等の環境を整備・充実し、教職員のキャリア支援等を通して、世田谷にふさわしい教職員を育成し、保護者や地域の方々からの信頼に応えていきます。

さらに、学校をはじめとする教育施設の老朽化への対策を図るとともに、学校の適正規模化・適正配置や、環境への配慮、ICT化への対応など、次代へつなげる教育環境等の整備に積極的に取り組み、安全で安心な信頼される学校づくりを推進します。

⁴ ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

⁵ 食育:生涯を通じて健全な食生活を送れるよう、食に関するさまざまな知識を身に付ける取り組み。

基本方針3 生涯を通じた学びの充実

～生涯を通じて誰もがいつまでも学ぶ意欲をもち、その成果を次代へつなぐことのできる地域社会をめざす～

区民一人ひとりが多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくために、また、くらしや地域の課題を主体的に解決し住みよいまちづくりを促進していくために、区民のだれもが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を次代につなげていく生涯学習への支援が重要です。

区民が生涯を通して主体的・自主的に学べる環境、区民の多様なニーズに応える「学び」の環境を整備するため、学校施設や図書館の活用とともに、区長部局、区内大学、NPOなどの民間団体、企業等との連携などによる学習機会の拡充への取り組みを推進します。

また、区民との協働により、子どもから高齢者までのさまざまな学習ニーズに応える社会教育事業を推進していくとともに、環境や防災などの現代的・社会的な課題や、地域の課題の解決につながる学習機会等を充実させ、その成果を具体的な実践につなげ、地域づくり、まちづくりの担い手となる人材の育成支援を進めます。

さらに、区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護や活用を図るとともに、郷土の歴史や文化などに関する学習機会や体験活動等の充実、学習環境の整備などを促進し、郷土「世田谷」の豊かな歴史・文化を次代へ継承していく取り組みを推進します。

青少年・若者の自立と社会参加のための学習支援を推進し、区長部局とも連携しながら、次代の地域を支える人材を育成するとともに、青少年・若者が自主的に活動できる場の拡充などを促進します。

知と文化のネットワークを形成し、暮らすことに価値観を感じるまちをつくります。

さまざまな年代の多様な区民が文化資源にふれ、感じ、学ぶことで、心豊かな、ネットワークを形成し、世田谷からの文化発信や時代に即した公共文化施設のあり方を整え、生涯を通じた学びの場の充実など、学びと文化をはぐくみます。

区民の学習活動の基盤となる図書館については、人々が集い交流する知と文化の情報拠点をめざし、中央図書館の規模・機能等の拡充や地域図書館、まちかど図書室、図書館ターミナルを含めた、図書館ネットワークの充実を推進していきます。

また、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応するため、蔵書の充実をはじめ、ICTの活用による電子化への対応、課題解決支援機能の強化、運営体制の構築などの取り組みにより区民の利便性の向上を推進し、地域の情報拠点としての図書館機能の充実を図るとともに、学校図書館との連携の強化などによる子どもの読書活動の充実をめざします。

第9節 6つの施策の柱

本ビジョンがめざす教育目標の実現に向けて、世田谷区がこれまで培ってきた、豊かな地域の教育基盤をいかし、地域との連携・協働による教育と家庭における教育力向上への支援を図ります。

そして、「世田谷9年教育」の定着、質の向上により、子どもたちの豊かな人間性と豊かな知力、健やかな身体・たくましい心をはぐくむとともに、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育成する質の高い教育を推進します。

また、子どもや保護者、地域の方々、そして教職員が信頼と誇りをもてる学校づくりを推進するとともに、児童・生徒が豊かな人間関係を構築し、自己実現のための基礎を培い、基本的な資質を養う学びを実現できる、安全安心と学びを充実する教育環境の整備を推進します。

そして、生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことをいかす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくりを促進します。

以上のことを踏まえ、本ビジョンでは、次の6つの施策の柱を掲げました。

- 1 地域との連携・協働による教育
- 2 家庭における教育力向上への支援
- 3 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進
- 4 信頼と誇りのもてる学校づくり
- 5 安全安心と学びを充実する教育環境の整備
- 6 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

1 地域との連携・協働による教育

教育委員会では平成9年度に、全国に先駆けてすべての区立小・中学校に学校協議会を設置し、地域とともに子どもたちの健全育成、地域防災・防犯、教育活動の充実を進めてきました。また、保護者や地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する地域運営学校の指定を平成17年度から開始し、平成25年度までに全区立小・中学校の指定を完了しています。

今後は、「地域運営学校」をはじめ、保護者や地域の方々が学校運営に参画できる仕組みを活用するとともに、区立小・中学校や学び舎を拠点に、地域の特色ある教育力や教育資源をいかし、地域とともに子どもを育てる教育を一層推進します。

また、学校も地域コミュニティを形成する重要な核として、地域防災や文化・スポーツ活動などの地域活動に貢献していきます。

2 家庭における教育力向上への支援

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭における教育はきわめて重要です。家庭環境の多様化や地域社会の変容等に対応するため、家庭の教育力の向上が求められています。

これまで、家庭教育に関するリーフレットの作成、学校単位の家庭教育学級の開催など、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換の充実を通して家庭教育充実に向けた取り組みを進めてきました。

今後は、親の学びの機会や場の提供などを支援し、家庭教育の情報提供の充実、親同士や地域との連携などを通して、豊かな親子関係づくりや、家庭の教育力の向上のための支援を充実させていきます。

3 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

「世田谷9年教育」では、児童・生徒に必要な基礎的な力、資質を義務教育9年間の教育課程ではくむため、平成24年3月に定めた「世田谷区教育要領」をもとに、各学校だけでなく学び舎を核に、地域の教育力と特色をいかした教育を推進してまいりました。平成25年度から、区立の全小・中学校で完全実施しています。

今後は、「世田谷区教育要領」に基づき、ICTを活用しつつ、教科「日本語」や理数教育をはじめとする質の高い教育を推進するとともに、指導力の改善・充実を図ります。また、国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成や、健やかな身体・たくましい心をはくむ教育を推進します。

さらに、配慮を要する子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸長するために、インクルーシブ教育システムなど新たな施策に対応しながら特別支援教育の一層の充実を図ります。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携などをさらに推進するとともに、就学前の幼児への教育を支援し、小学校への円滑な接続を推進します。

4 信頼と誇りのもてる学校づくり

区立学校の教育活動や学校運営の質を高める「世田谷9年教育」をはじめとする施策の推進や、今日的課題に的確に対応するには、区立小・中学校の教員の資質・能力の向上や、複雑化・多様化している児童・生徒や保護者のニーズに応じた教育相談体制・不登校対策を充実させていくことが求められています。また、学校の教育活動に関する情報を家庭や地域と共有し、信頼の向上に努める必要があります。

今後は、教職員の研修・研究機能や学校支援機能の充実に向けた、幼児教育センター機能を含む新教育センターの設置を検討します。また、児童・生徒とその保護者への相談機能を充実します。

さらに、信頼される学校づくりに向けて、情報発信の充実、学校の経営力の向上や「学び舎」による学校運営の充実、感染症やアレルギー対策、不審者の侵入防止など学校の危機管理能力の向上を図ります。

5 安全安心と学びを充実する教育環境の整備

子どもたちのより良い教育環境の整備・充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取り組みを進めてきました。

今後も、地域による児童・生徒数の偏在化の進行が見込まれるため、適正規模化・適正配置への計画的な取り組みを着実に進めます。また、良好な学校施設整備にあたり老朽化への対応とともに、安全安心や環境への配慮、地域に貢献できる学校づくりなど長期的視点に立った教育環境の整備に努めます。

6 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

今後も、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供を推進します。

また、生涯学習などで培われた区民の学習成果を地域でいかす機会を充実させ、区民の生涯学習をつなげるネットワークづくりを進めます。

さらに、区民が郷土の歴史、文化、伝統をさまざまな形で学び活動できる拠点を整備します。

第 10 節 重点事業

3つの基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進するため、今後10年間で重点的に取り組む事業として、以下の事業を設定しました。

人権尊重の推進ネットワークの充実

>> 現状と課題

児童・生徒に人として生きるうえで大切な人間性・社会性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣を身に付けるために、「豊かな心」、「豊かな感性」、「社会の一員としての自覚」などの育成を推進しています。特に、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」の尊さを重んじる精神はすべての教育活動に通じることから、人権教育推進のための啓発資料の作成や教職員を対象とする人権教育研修、初任者研修、10年経験者研修などを実施しています。また、子どもたちの道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳的な素養をはぐくむために、道徳センター校の設置や道徳資料の作成など、あらゆる機会をとらえ、各学校における人権教育、道徳教育の推進と教職員の資質向上を図っています。

今後は、人権教育や「生命の大切さ」を学ぶ取り組み、道徳教育の一層の充実に向けた検討が必要です。

いじめが深刻な社会問題となっており、平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性が高まっており、教育相談機能や不登校対策の充実などの取り組みを進めるとともに、「いじめ防止等対策連絡会」において、いじめ防止対策等の推進を図っていく必要があります。

また、教育委員会では、平成25年4月に「子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート:略称せたホッと)」を区と共同設置(平成25年7月1日相談開始)し、いじめや虐待などの子どもの権利侵害に関する相談、助言や支援を行う取り組みを進めています。

今後は、国における人権教育、道徳教育の位置づけやいじめ防止対策等の動向に注視しながら、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、学校・家庭・地域や保健福祉の関係機関等が連携した人権尊重のネットワークによる新たな人権教育、道徳教育の充実に向けた取り組みが必要です。

>> 取り組みの方向

人権教育、道徳教育の充実やいじめ防止対策等の推進のため、これまでの取り組みの成果や課題を十分に検証し、新たに「学び舎」や学校・家庭・地域、保健福祉の関係機関等が連携した人権尊重のネットワークによる取り組みを実施するなど、いじめ・不登校等を防止し、子どもたちの人間性・道徳性をはぐくむ取り組みの推進を検討します。

地域の教育力をいかした学校支援の推進

>> 現状と課題

学校協議会の構成員は、PTA会長・役員、児童委員、民生委員、青少年委員、町会・自治会代表など「組織」の集まりであり、学校の活動を実質的に支えにくい状況となっていることから、学校によっては、学校の活動を支える地域のボランティア組織を学校協議会の中に、または学校協議会とは別に組織しています。

学校運営委員会、学校協議会などの相互関係を整理して、機能的な組織とする必要があります。

区立小・中学校全校に学校関係者評価委員会を設置し、学校関係者評価と学校の自己評価からなる学校評価システムを実施しています。「世田谷9年教育」の完全実施、「地域運営学校」の全校指定などの新たな教育施策の推進や、学校協議会などとの関係の整理に向けた検討を踏まえた改善・充実が必要です。

>> 取り組みの方向

地域運営学校の充実を図るとともに、学校協議会を機能的・実践的にしていくため、世田谷らしい地域特性をいかしたボランティア組織（(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」）へ再編し、学校をさらに支援する体制づくりを進めます。

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討・試行を踏まえ、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの推進に向けて制度の改善・充実に取り組みます。

- ・(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討・試行
- ・学校評価システムの見直し

「世田谷 9 年教育」の定着と質の向上

>> 現状と課題

教育委員会では、平成 18 年から、小・中学校が一体となって質の高い義務教育を実現する取り組みについて検討を開始し、平成 22 年 4 月にそのための基本方針である「世田谷 9 年教育の基本的な方針」を策定しました。

「世田谷 9 年教育」では、より質の高い学習内容を実現するため、学習指導要領を基盤としながらも、世田谷区独自の工夫を加えた「世田谷区教育要領」に基づいた教育活動を平成 25 年度より全区立小中学校で実施しています。

児童・生徒の基礎・基本の定着をめざして、区立小学校 5・6 年生、区立中学校 1～3 年生を対象とする「学習習得確認調査」を実施するとともに、中学校 3 年生について、中学卒業後の進路の実現に向けて土曜講習会や朝学習などを実施しています。

引き続き、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進し、児童・生徒に対して、より質の高い学校教育を提供することが求められています。

また、「世田谷 9 年教育」では、地域の区立小・中学校で「学び舎」を構成し、「学び舎」として教育目標や行動計画などを設定し、協働して教育活動の質を高め、地域とともに子どもを育てる学校運営の充実をめざしています。

「世田谷 9 年教育」を定着させ、より質の高い学校教育を推進するために、「学校経営」などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立に向けた取り組みが必要となっています。

さらに、平成 19 年度より、「深く考え、自己表現でき、日本文化を理解し大切に育てる子どもを育成する」ことをねらいとして、教科「日本語」を全区立小・中学校で実施しています。今後は、学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの教科「日本語」の取り組みの検証や、指導内容や指導形態の検討を進めるなど、世田谷区の独自の教科として、より質の高い授業の実現に取り組むことが必要です。

>> 取り組みの方向

- ・「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進し、「世田谷 9 年教育」の定着に向けた取り組みを進めます。
- ・「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立に向けた取り組みを進めます。
- ・学習習得確認調査の実施教科の拡充、土曜講習会、朝学習の改善・充実等、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みを推進します。
- ・今後予定されている新学習指導要領等を踏まえ、教科「日本語」の一層の充実に向けた検証・検討等に取り組めます。

ニーズに応じた特別支援教育の推進

>> 現状と課題

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築など、国などによる共生社会の実現に向けたさまざまな取り組みを踏まえ、特別支援教育を一層推進することが求められています。また、特別支援教育への保護者の関心の高まりなどから、配慮を要する児童・生徒の就学相談のニーズは大幅に増加しており、総合的・専門的な支援の充実などが求められています。

いじめ防止対策推進法が成立するなど、児童・生徒が抱える悩みや問題に対して、早期発見や未然防止、発生後の対応など、相談機能の重要性がこれまでも増して高まっています。

また、不登校、虐待・ネグレクト⁶、性や思春期のこころの問題、発達発育など、児童・生徒とその保護者が抱える問題は、複雑化・多様化しています。そのため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに対応した教育相談機能・不登校対策をさらに充実することが求められています。

>> 取り組みの方向

特別支援教育を一層進めるために、障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備や学校での指導体制、学校への支援体制の充実を図るとともに、福祉・医療・関係行政機関等との一層の連携、ネットワークの充実に取り組みます。また、国や都の動向等を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討し、検討を踏まえた取り組みを進めていきます。

いじめや不登校、性や思春期のこころの問題などの心理的な相談、虐待・ネグレクトなどに関する相談、発達発育に関する相談など、児童・生徒とその保護者への相談機能を充実し、児童・生徒の健全な発達と成長を促す取り組みを進めます。

そのために、心理教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの拡充等により、学校内外の教育相談体制の強化を進め、教育相談機能の充実を図ります。また、教育相談室による学校支援（校外アドバイザー）や不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣、不登校保護者のつどい、第3のほっとスクール設置を含めたほっとスクールの運営等による不登校対策の充実に取り組みます。

⁶ ネグレクト：虐待の一形態で、保護者等が子どもに対し、必要な世話や配慮を怠ること。

新教育センターの整備

>> 現状と課題

区立小・中学校、幼稚園の教育活動や学校運営の質を高めるには、教員の資質・能力の向上が不可欠です。教育委員会では、研修計画を策定し、「世田谷9年教育」の推進やさまざまな教育課題への的確な対応のために、年間を通して多様な研修を実施し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。一方で、校務の多忙などにより研修に参加する時間が十分にとれない、幼・小・中学校の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない、などの課題があります。

現在の区の教育センターは、研修室等の施設面でのキャパシティ不足や、多様な研修・研究を支える設備や機能面における課題、また施設の老朽化等の課題があります。教員の資質、専門性の向上や学校、子ども、保護者への支援の充実のために、幼稚園を含め100校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取り組みが求められています。

>> 取り組みの方向

今後、教員への研修、教員による研究活動の場のみならず、現在の教育センターが担っている教育相談や学校、子どもの支援機能等を含め、教員、学校、子ども・保護者への支援の充実の観点から、新たな教育センター機能の検討を進め、その具体化に取り組んでいきます。

また、新たな教育センター機能の検討とあわせ、区立幼稚園の用途転換に伴う幼児教育センター機能のあり方や、校務の軽減等の学校支援のあり方、教育相談機能等についての検討を進め、早期の具現化を図ります。

新中央図書館機能・ネットワークの拡充

>> 現状と課題

現在の中央図書館は、開館後25年を経過し、施設の老朽化や規模・設備的な制約から、区立図書館ネットワークの中核としての中心機能や支援機能、資料提供機能等を十分に果たしにくくなっています。また、図書館ネットワークを整備・拡充していくうえでも、中心館にふさわしい機能の強化や施設規模の拡充を図っていく必要があります。

>> 取り組みの方向

区民の学習活動の基盤となる図書館の有する情報や知の蓄積を、多様な区民ニーズに対応し、より柔軟に提供できるよう、中央図書館、地域図書館などからなる図書館ネットワークを確立します。

また、図書館は資料の充実やICTの活用などにより、区民の課題の解決や学びによる生活の質を高める知と学びと文化の情報拠点とするとともに、地域に開かれた「学びと文化をはぐくむ場」としていきます。

学校の適正規模化・適正配置の推進

>> 現状と課題

これまで、子どもたちのより良い教育環境の整備・充実に向けて、学校の適正規模化・適正配置の推進や学校施設整備など、計画的な取り組みを進めてきました。

今後、区立小・中学校の児童・生徒数は、地域や学校区単位でみると、増加傾向または減少傾向の偏在化がみられ、引き続き学校の適正規模化・適正配置の取り組みを推進する必要があります。

>> 取り組みの方向

学校の適正規模化・適正配置への取り組みに関しては、国や東京都の教育制度改革の動向などを注視しつつ、子どもたちのより良い教育環境の実現をめざし、児童・生徒数の将来動向を見極めながら、着実に進めていきます。

（仮称）郷土学習センターの整備

>> 現状と課題

世田谷には、都内最大級の縄文時代集落遺跡など300か所以上の遺跡が存在し、江戸時代以降の文化財も数多く残っています。

区民が郷土の伝統文化や文化財に親しみ、地域の理解を深める体験学習の機会を充実させ、歴史・文化の保護や継承する意識を高めています。

区内のさまざまな文化財や伝統文化等について、電子化による情報の活用・公開を進めるとともに、文化財施設相互の連携強化と有効活用により、区民がこれらに身近に接しながら学習できる機会と場の整備をさらに進めることが求められています。

>> 取り組みの方向

文化財等に関する、幅広い調査活動を行うとともに、文化財等の保護及び活用に向けて事業の拡充を図ります。区民が地域の伝統文化の継承・文化財保護等の活動を通じて郷土への愛着を高めるとともに、総合的に、継続的に郷土の歴史や文化を学習していく拠点を整備します。

世田谷という郷土に愛着を持ち、世田谷のよさを発信する区民を支援していきます。

第 2 章 第 1 期行動計画

第1節 行動計画の体系

施策の柱	取り組み項目	行動計画	リーディング事業 ()
地域との 連携・協働 による教育	1 地域が参画する 学校づくり	地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討	L1
		学校評価システムの推進(再掲)	L1
		地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進	
	2 地域コミュニティ の核となる学校づくり	学校施設の活用	L4
		地域活動の促進	
		PTA 活動への支援	
	3 地域教育力の活用	大学等との連携の充実	
社会とかかわる体験活動の充実(再掲)		L6	
家庭にお ける教育力 向上への支 援	1 家庭教育への支 援	家庭教育への支援	L2
		相談機能の充実(再掲)	L5、L7
		PTA 活動への支援(再掲)	
「世田谷9 年教育」で 実現する質 の高い教育 の推進	1 豊かな人間性の 育成	人権教育と「生命の大切さ」を学ぶ教育の推進	
		「人格の完成をめざして」の取り組みの充実	
		道徳教育の充実	
		いじめ防止等の総合的な推進	L5
		子どもたちが体験・体感する機会の拡充	L6
		中学校の部活動の充実(再掲)	L4
	2 豊かな知力の育 成	世田谷区教育要領に基づいた教育の推進	L3
		理数・英語教育の充実	
		ICT を活用した授業の推進	
		読書力の育成・学校図書館機能の充実	
	3 健やかな身体・た くましい心の育成	体力の向上	L4
		食育の推進	L4
		心と体の健康づくり	L4
		中学校の部活動の充実	L4
	4 これからの社会 を生きる力の育成 (「持続可能な発展 のための教育」 (ESD)の推進)	教科「日本語」の充実	L3
		環境・エネルギー教育の推進	
		国際理解教育の推進	L6
防災・安全教育の推進			
社会とかかわる体験活動の充実		L6	

施策の柱	取り組み項目	行動計画	リーディング事業 ()
「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進(つづき)	5 特別支援教育の充実	特別支援教育体制の充実	
		特別支援学級の整備・充実	
		インクルーシブ教育システムの検討	
		相談機能の充実(再掲)	L5、L7
	6 就学前(幼児)教育の充実	幼保小の連携の推進	
		幼保一体化の推進	
新教育センターの検討(再掲)		L7	
信頼と誇りのもてる学校づくり	1 教員の資質向上のための支援	教員の研修・研究機能の充実	
		新教育センターの検討	L7
	2 信頼される学校経営の推進	「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立	L3
		学び舎による学校運営の充実	L3
		学び舎にかかる通学区域の検討	
		学校情報の発信	
		学校教育を支える安全の推進	L4
		学校評価システムの推進	L1
	3 ニーズに応じた相談機能の充実	不登校等への取り組みの充実	
		相談機能の充実	L5、L7
安全安心と学びを充実する教育環境の整備	1 学校の適正規模化の推進	学校の適正規模化・適正配置	
	2 次代に繋ぐ学校施設の整備	地域に貢献する学校改築の推進	
		安全・安心の学校施設の改修・整備 環境に配慮した学校づくり	
生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり	1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり	各種団体への支援の充実	
		地域での生涯学習事業の推進	
		社会教育の充実	
		青少年教育の充実	
		福祉教育の推進	
	2 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実	知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実	
		家庭や地域、学校における読書活動の充実	
	3 郷土を知り次世代へ継承する取り組み	郷土「世田谷」の歴史、伝統文化を学習、体験、発信できる場の整備	
開かれた教育委員会の推進			L8

Lに続く番号は P28～P38 のリーディング事業の番号です。

第2節 4年間のリーディング事業

第2次世田谷区教育ビジョンの3つの基本方針や重点事業を踏まえ、第1期行動計画の4年間に力点を置いて横断的に取り組む事業を以下のとおり、設定しました。

・L1 地域の教育力をいかした学校支援の推進

>> 関連する取り組み項目

- 1 地域が参画する学校づくり

>> 現状と課題

学校協議会の構成員は、PTA会長・役員、児童委員、民生委員、青少年委員、町会・自治会代表など「組織」の集まりであり、学校によっては、学校を支える地域のボランティア組織を学校協議会の中に、または別に組織し、学校の活動を支えています。

平成25年度より区立小・中学校全校が地域運営学校となり、学校運営委員会、学校協議会などの相互関係や役割を整理して、機能的な組織とする必要があります。

また、区立小・中学校全校に学校関係者評価委員会を設置し、学校関係者評価と学校の自己評価からなる学校評価システムを実施していますが、これら組織体の見直しや「世田谷9年教育」の完全実施などを踏まえた改善・充実が必要です。

>> 取り組みの方向

地域運営学校の充実を図るとともに、学校協議会の機能性や実効性を高めていくため、世田谷らしい地域特性をいかしたボランティア組織（（仮称）世田谷版「学校支援地域本部⁷」）へ再編し、学校への支援を充実する体制づくりを進めます。

また、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、（仮称）世田谷版「学校支援地域本部」の検討・試行を踏まえ、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの推進に向けて制度の改善・充実に取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
再編への検討	モデル校の実施	実施校の拡大	実施校の拡大	全校実施
新たな学校評価システムの検討	新たな学校評価システムの検討	新たな学校評価システムの実施	新たな学校評価システムの推進	新たな学校評価システムの推進

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

⁷ 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、“地域につくられた学校の応援団”的な仕組み。

・L2 親子の育ちを支える家庭教育への支援

>> 関連する取り組み項目

- 1 家庭教育への支援

>> 現状と課題

核家族化、少子化、共働き、地域における地縁的つながりの希薄化など、子育てを支える仕組みや家庭をとりまく状況が大きく変化しています。

家庭では、子どもに基本的な生活習慣を身に付けるとともに、自立心の育成と心身の発達を図ることに努めていますが、子育てや教育についての親の価値観や考え方の多様化が進み、しつけや子育てに対する不安が増加しています。そのため家庭の教育力を高め、家庭を社会全体で支援するしくみを充実させる必要があります。

家庭の努力や考え方だけでは解決できないことが多く、家庭教育への支援は重要です。

>> 取り組みの方向

家庭教育を支援するために福祉や保健・医療との連携を図り、家庭・家族の子育て力を充実させるとともに、地域や企業などと連携して親の交流・学びの機会や場を拡充し、地域とのつながりを進め、家庭教育の支援に取り組みます。

- ・家庭教育学級や講演会などを通して親の交流・学びを支援します。
- ・家庭教育の啓発と、必要な情報提供の充実を図ります。
- ・世田谷区子ども計画や区長部局の事業との連携を進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
庁内の子育て支援、家庭教育に関する計画との連携検討	家庭教育への支援の検討	家庭教育への支援の検討	家庭教育の支援実施	保護者と地域社会が一体となった家庭教育への支援の実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

・L3 「世田谷9年教育」の定着と質の向上

>> 関連する取り組み項目

- 2 豊かな知力の育成
- 4 これからの社会を生きる力の育成
- 2 信頼される学校経営の推進

>> 現状と課題

教育委員会では、平成18年から、区立小・中学校が一体となって質の高い義務教育を実現する取り組みについての検討を開始し、平成22年4月に、そのための基本方針である「世田谷9年教育の基本的な方針」を策定しました。

「世田谷9年教育」では、より質の高い学習内容を実現するため、学習指導要領を基盤としながらも、世田谷区独自の工夫を加えた「世田谷区教育要領」による教育活動を展開し、平成25年度より全区立小・中学校で実施しています。

児童・生徒の基礎・基本の定着をめざして、区立小学校5・6年生、区立中学校1～3年生を対象とする「学習習得確認調査」を実施するとともに、中学校3年生について、中学卒業後の進路の実現に向けて土曜講習会や朝学習などを実施しています。

引き続き、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進し、児童・生徒に対して、より質の高い学校教育を提供することが求められています。

また、「世田谷9年教育」では、地域の区立小・中学校で「学び舎」を構成し、「学び舎」としての教育目標や行動計画などを設定し、協働して教育活動の質を高め、地域とともに子どもを育てる学校運営の充実をめざしています。

「世田谷9年教育」を定着させ、より質の高い学校教育を推進するために、「学校経営」などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立に向けた取り組みが今後の課題です。

さらに、平成19年度より、「深く考え、自己表現でき、日本文化を理解し大切に育てる子どもを育成する」ことをねらいとして、教科「日本語」を全区立小・中学校で実施しています。今後の学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取り組みの検証や、指導内容・指導形態の検討を進めるなど、世田谷区独自の教科として、より質の高い授業の実現に取り組むことが必要です。

今後の変化の激しい社会を生きていく力をはぐくむため、理数・英語教育の充実、ICTを活用した授業や防災・安全教育などの取り組みを進めることが求められています。

>> 取り組みの方向

- ・「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進し、「世田谷9年教育」の定着にむけた取り組みを進めます。
- ・「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立に向けた取り組みを進めます。
- ・学習習得確認調査の実施教科の拡充、土曜講習会、朝学習の改善・充実等、児童・

生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みを推進します。

- ・今後予定されている新学習指導要領等を踏まえ、教科「日本語」の一層の充実に向けた検証・検討等に取り組みます。
- ・実践的なコミュニケーションを通して英語に親しむとともに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する「イングリッシュタイム」の実施など理数・英語教育の一層充実や、教員のICT活用能力の向上、タブレット型端末の活用などICTを活用した授業や情報モラルにかかわる取り組みを推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の推進	「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の推進	「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の定着	「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の検証、新「世田谷区教育要領」の策定に向けた検討	新「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の充実
「学習習得確認調査」の拡充、土曜講習会・朝学習の改善・充実等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進	「学習習得確認調査」等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進	「学習習得確認調査」等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進	「学習習得確認調査」等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進・検証	児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの充実
世田谷マネジメントスタンダード検討委員会の設置、現状把握・情報収集・検討	世田谷マネジメントスタンダードの策定に向けた検討・策定	世田谷マネジメントスタンダードの試行及び検証	世田谷マネジメントスタンダードの本格実施	新世田谷マネジメントスタンダードの策定・実施準備
理数・英語教育の充実	理数・英語教育の充実	理数・英語教育の充実	理数・英語教育の検証と検討	理数・英語教育の充実
教科「日本語」の検証	教科「日本語」の改訂作業	教科「日本語」の改訂作業	改訂版教科「日本語」の試行と検証	新学習指導要領を踏まえた改訂版教科「日本語」の実施
情報教育とICTを活用した授業の推進	情報教育とICTを活用した授業の推進	情報教育とICTを活用した授業の推進	情報教育とICTを活用した授業の検証と検討	情報教育とICTを活用した授業の充実

《所管課：教育指導課》

・L4 体力の向上と心身のたくましさの育成

>> 関連する取り組み項目

- 2 地域コミュニティの核となる学校づくり
- 3 健やかな身体・たくましい心の育成
- 2 信頼される学校経営の推進

>> 現状と課題

「世田谷区教育要領」に基づき、区立小・中学校における体育・保健体育の授業の充実を進めるとともに、小学生スポーツ教室などスポーツに親しむきっかけづくりの場の充実に取り組んでいます。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、社会を生き抜く力の土台となることから、児童・生徒の体力づくりに対する意欲を高め、区立小・中学校全校での体育授業の充実や、地域等と連携した体力向上の取り組みを進めることが必要です。

また、中学校の部活動を推進するため、部活動支援員の配置や大会参加経費の支給などの支援を行っています。今後も、研修等による部活動支援員の指導力の向上を図り、より良い活動環境を整えることが必要です。

さらに、給食を含むさまざまな教育活動を通して、児童・生徒に食事の意義など食に関する理解を深め、望ましい食習慣を形成するための食育の推進や、健康教育にかかわる研修・研究を実施するなど、子どもたちの心と体の健康づくりを推進しています。

今後も、学校・家庭・保健福祉等の関係機関などが連携し、食育や健康教育の取り組みを進めるとともに、近年増加傾向にある食物アレルギーのある児童・生徒への対応を強化し、心と体の健康づくりを一層進めることが必要です。

>> 取り組みの方向

「世田谷区教育要領」に基づいた授業を推進し、区立小・中学校の体育・保健体育の授業の充実や、区立小・中学校全校で実施する新たな取り組みに向けて、学識経験者や区立小・中学校・幼稚園の教員などで構成する検討委員会を設置し検討するとともに、検討結果を踏まえモデル校での試行に取り組み、一層の体力向上をめざします。

また、総合型地域スポーツクラブをはじめ、学校・家庭・地域が連携して授業の充実、スポーツの機会の提供に取り組めます。

中学校の部活動の充実に向けて、より多くの部活動支援員が研修を受講できるよう、実施手法について工夫し、支援員の指導力向上を図ります。また、大会参加経費等支給制度の充実、部活動連絡協議会などにより部活動の活性化方策を検討します。

給食を含む学校教育活動を通して「食育」の推進を図ります。また、給食指導計画により給食指導の充実を図るとともに、家庭への働きかけや異世代交流による「共食（きょうしょく）」など、地域と連携した取り組みを進めます。また、近年増加傾向にある食物アレルギーのある児童・生徒に対し、学校において適切に対応していくため、

環境整備に努めるとともに、学校・保護者・教育委員会の連携を一層強化し、一体となったアレルギー対策の取り組みを進めます。

学校・家庭・地域が連携して心と体の健康づくりを進めるため、授業の充実や、関係機関や学校保健委員会と連携し、啓発活動・相談支援などに取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
体力の向上に向けた新たな取り組みの検討	体力の向上に向けた新たな取り組みの試行	体力の向上に向けた新たな取り組みの試行及び検証	体力の向上に向けた新たな取り組みの実施	体力の向上に向けた取り組みの検証と新たな取り組みの検討
部活動の充実に向けた支援 ・部活動支援員制度の充実	部活動の充実に向けた支援 ・部活動支援員制度の充実	部活動の充実に向けた支援 ・部活動支援員制度の充実	部活動の充実に向けた支援 ・部活動支援員制度の充実	部活動の充実に向けた支援 ・部活動支援員制度の充実
学校における食育の推進 ・異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の試行	学校における食育の推進 ・異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の試行	学校における食育の推進 ・異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の推進	学校における食育の推進 ・異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の推進	学校における食育の推進 ・異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の推進
健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施
食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・対応食器の導入 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修

《所管課：教育指導課、学校健康推進課、生涯学習・地域・学校連携課》

・L5 いじめ防止等の総合的な推進

>> 関連する取り組み項目

- 1 豊かな人間性の育成
- 3 ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

いじめは、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大きな社会問題となっています。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」も踏まえ、いじめの未然防止の取り組みの強化が求められています。

これまで教育委員会では、スクールカウンセラーの配置や教育相談室の運営など学校内外の教育相談機能により、児童・生徒とその保護者を支援するとともに、学校支援の充実を図ってきました。また、いじめや虐待などの子どもの権利侵害に関する相談、助言や支援を行う「子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート：略称せたホッと)」の設置、いじめ防止についての教員研修、「人格の完成をめざして」など児童・生徒の道徳性をはぐくむ主体的な取り組みを学校と連携して進めてきました。

さらに、平成25年度からは「いじめ防止プログラム」の区立全中学校での実施や区立全中学校の1年生を対象とした「ネットリテラシー⁸醸成講座」の開催、いじめ防止等対策連絡会の設置、いじめ防止に向けた手引きの全区立小・中学校教員への配布など、取り組みの充実を図っています。

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性がこれまでも増して高まっており、今後は、保健福祉などの関係機関等とも連携しながら、教育相談機能や不登校対策をより一層充実するとともに、人間性・道徳性をはぐくむ取り組みや、いじめ防止対策の総合的な推進を図っていく必要があります。

>> 取り組みの方向

いじめ防止対策推進法を踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置拡充により、スクールカウンセラー、心理教育相談員と連携した学校内外の教育相談機能の充実を図るとともに、教育相談室による学校支援(校外アドバイザー)の充実に取り組みます。

また、いじめ防止対策推進法の施行に基づき、「世田谷区いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、引き続き「いじめ防止プログラム」の拡充などの取り組みを進めるとともに、「いじめ防止等対策連絡会」において、保健福祉などの関係機関等との連携、ネットワークの強化を図りながら、いじめ防止等に関する総合的推進に取り組みます。

⁸ ネットリテラシー：情報の収集、情報の発信などを通じて、インターネット上でトラブルに巻き込まれたり、他者を傷つけないよう、情報ネットワークの利用を正しく行える能力。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
教育相談機能の充実	教育相談機能の充実	教育相談機能の充実	教育相談機能の充実	教育相談機能の充実
「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年における試行 ・中学校 第1・2段階 全校実施 第3段階14校実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年における試行と検証 ・中学校 第1～3段階 全校実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年における試行と検証 ・中学校 第1～3段階 全校実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年から中学校までの継続した取り組みの実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年から中学校までの継続した取り組みの充実
ネットリテラシー醸成講座の実施	ネットリテラシー醸成講座の実施	ネットリテラシー醸成講座の実施	ネットリテラシー醸成講座の実施	ネットリテラシー醸成講座の実施
学校非公式サイト等の監視	学校非公式サイト等の監視	学校非公式サイト等の監視	学校非公式サイト等の監視	学校非公式サイト等の監視
関係諸機関との連携、ネットワークの強化に向けた検討	関係諸機関との連携、ネットワークの強化に向けた取り組み	関係諸機関との連携、ネットワークの強化に向けた取り組み	関係諸機関との連携、ネットワークの強化に向けた取り組み	関係諸機関との連携、ネットワークの強化に向けた取り組み

《所管課：教育指導課》

いじめ防止プログラム：いじめ防止プログラムは、以下の三段階の取り組みを行う。

いじめ防止講演会 生徒、教員、保護者等がいじめについて共通認識をもつために行う。

いじめ防止ワークショップ ワークショップを通じて自尊感情を高め、暴力によらないコミュニケーション等について学ぶ

スクール・バディ・トレーニング 放課後等の時間を活用し、自発的にいじめ防止について考え、取り組みを行うスクール・バディ(仲間・相棒)になるためのトレーニングを行う。

・L6 子どもたちが体験・体感する機会の拡充

>> 関連する取り組み項目

- 3 地域教育力の活用
- 1 豊かな人間性の育成
- 4 これからの社会を生きる力の育成（「持続可能な発展のための教育」(ESD)の推進)

>> 現状と課題

近年、高度情報化の進展などにより、知識基盤社会の中にある子どもたちが自然体験学習や動植物とのふれあい、社会体験など、「実物」に触れ、感じ、生命の大切さなどを体験・体感する機会が少なくなっています。区立小・中学校では宿泊行事を実施し、豊かな自然環境のもとで、体験学習、集団行動を通じて、心身を鍛え、豊かな人間関係をはぐくんでいます。今後は、学校や地域社会など、より身近な場所でさまざまな体験ができる機会が必要です。

また、社会性をはぐくむ体験活動として、全区立中学校の2年生対象とした職場体験の実施や、小・中学校9年間を見通したキャリア教育⁹を推進しています。今後は、9年間を通じた系統的なキャリア教育の一層の推進を図っていくことが課題です。

さらに、子どもたちが外国の文化や言語と触れあう体験活動として海外派遣事業などを実施しています。今後とも、文化や言語の異なる国際社会を実感するとともに、日本文化を積極的に紹介・発信するなど、地域の資源をいかした国際理解のための体験活動を進めていくことが必要です。

>> 取り組みの方向

小動物の飼育・動物とのふれあいや自然体験学習、身近な冒険遊び、移動教室などの校外学習など、知識基盤社会の中にある子どもたちが、「実物」に触れ、感じ、体験する機会の充実に取り組み、自然への畏敬や生命の大切さなど、他と共生する心や豊かな情操などを育てていきます。

引き続き、キャリア教育、国際理解のための体験活動の充実に向けて取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた検討	子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた検討を踏まえた取り組みの試行	子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた取り組みの実施	子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた取り組みの実施	子どもたちが体験・体感する機会の拡充

《所管課：教育指導課、学務課》

⁹ キャリア教育：児童生徒が望ましい職業観・勤労観をもち、主体的に進路を選択できる能力・態度を育てる教育。

・L7 新教育センターの整備に向けた検討

>> 関連する取り組み項目

- 6 就学前（幼児）教育の充実
- 1 教員の資質向上のための支援
- 3 ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

区立学校の教育活動や学校運営の質を高めるには、教員の資質・能力の向上が不可欠です。教育委員会では、研修計画を策定し、「世田谷9年教育」の推進やさまざまな教育課題への的確な対応のために、年間を通して多様な研修を実施し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。一方で、校務の多忙などにより研修に参加する時間が十分にとれない、あるいは幼・小・中学校の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない、などの課題があります。

現在の教育センターでは、研修室等の施設面でのキャパシティ不足や、多様な研修・研究を支える設備や機能面における課題、また施設の老朽化等の課題があります。教員の資質、専門性の向上や学校、子ども、保護者への支援等を充実していくために、幼稚園を含め100校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取り組みが求められています。

>> 取り組みの方向

今後、教員への研修、教員による研究活動の場のみならず、現在の教育センターが担っている教育相談や学校、子どもの支援機能等を含め、教員、学校、子ども・保護者への支援の充実の観点から、新たな教育センター機能の検討を進め、その具体化に取り組んでいきます。

また、新たな教育センター機能の検討とあわせ、区立幼稚園の用途転換に伴う幼児教育センター機能のあり方や、校務の軽減等、学校支援のあり方、教育相談機能等についての検討を進め、早期の具現化を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
新たな教育センター機能のあり方の検討・整備構想の作成	新たな教育センター機能の整備計画の策定に向けた検討	新たな教育センター機能の整備計画の策定	新たな教育センター機能の整備計画に基づく取り組み 教育センター機能の整備に向けた体制の準備	教育センター機能の充実

《所管課：教育指導課、教育相談・特別支援教育課、学務課》

・L8 教員が子どもとかかわる時間の拡充

>> 現状と課題

子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」をバランスよくはぐくむためには、教員が質の高い授業・教育活動を実践することが重要です。そのためには、教員が児童・生徒と向きあい、十分にコミュニケーションをとる時間や、授業計画を作成し、教材の研究や授業の質を高める研修などの時間が必要です。

現在、学校の教育活動に係る校務事務等は、財務会計、文書管理、人事に係る事務のほか、給食費や教材費の徴収など多岐にわたっており、学校管理職をはじめ、事務担当がそれぞれ携わっています。これらの事務は、一部を除いて電算化がされておらず、事務処理に時間を要し、教員の負担となっていることから、校務事務の改善が求められています。

>> 取り組みの方向

教員が担っている事務の軽減を図り、教員が児童・生徒と向きあう時間を拡充させるとともに、自らの研究・研修に充てる時間をつくり、教員と児童・生徒の信頼関係や、教員の資質・能力の向上を図ります。

- ・人事・財務会計・文書システムの導入
- ・給食費収納の公会計化、校務の改善 ほか

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度	35年度
財務会計、人事、文書システムの導入検討	財務会計システムの改修・導入、文書システムの導入・試行、人事システムの開発	財務会計、文書システムの運用、人事システムの導入・試行	財務会計、人事、文書システムの運用	財務会計、人事、文書システムの運用
給食費収納公会計化の調査・検討	給食費収納公会計化の基盤整備	給食費収納公会計化の導入・試行	給食費収納公会計化の運用	給食費収納公会計化の推進
保健事務（電子）の効果的活用に向けた調査・検討	保健事務（電子）の効果的活用に向けた検討	保健事務（電子）の効果的活用に向けた検討	保健事務（電子）の効果的活用の試行	保健事務（電子）の効果的活用

《所管課：教育総務課、教育指導課、学校健康推進課》

第3節 18の取り組み項目（個別の取り組み）・年次計画

地域との連携・協働による教育

基本的な考え方

「地域運営学校」の全校指定を機に、学校と地域の連携を一層充実させ、地域とともに子どもを育てる教育をさらに推進するため、学校協議会を世田谷らしい地域特性をいかした学校を支えるボランティア組織（（仮称）世田谷版「学校支援地域本部」）へ再編して、地域で学校を支える体制づくりを進めます。

学校改善を継続して推進し、学校教育の質を向上させるために、子どもたちや保護者、地域の方々の意見や評価を学校改善にしっかりと反映させることができるよう学校評価システムを改善・充実します。

子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域が連携し、学校内や通学路の安全対策・事故防止などを強化します。

また、区立小・中学校では学校教育活動を第一としつつ、学校施設を開放し地域利用を推進してきました。幼児や児童の安全な「遊び場」として校庭・体育館を開放する遊び場開放事業や、各小学校の新BOP¹⁰事業（放課後子どもプラン事業）など、地域と連携し子どもたちの健全育成の充実を図っています。地域の文化・スポーツクラブ団体等、学校を活動の拠点とした地域活動を支援していきます。

さらに、学校は地域と連携して防災訓練やあいさつ運動などの地域の実態にあわせた特色ある取り組みを実施してきました。

P T A活動においては、P T Aの自主性を尊重し、活動が一層活性化するよう支援を充実していきます。

今後も、学校と地域が連携した活動・取り組みを通して、地域コミュニティの核となる学校づくりを進めます。

区内の大学等の連携事業を充実させ、大学等の研究教育機能を一層活用した社会教育事業の充実を図ります。

社会体験活動等を通じて、児童・生徒の社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他人を思いやる心を育成します。また、小・中学校9年間を通したキャリア教育を推進し、子どもたちの社会的・職業的な自立に向け、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくための能力の育成を図ります。

¹⁰ 新BOP：BOP（Base Of Playing：遊びの基地）事業と「学童クラブ」事業を組みあわせ、子どもの居場所確保と、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みの充実を図った取り組み。

- 1 地域が参画する学校づくり

>> 現状と課題

学校協議会の構成員は、PTA会長・役員、児童委員、民生委員、青少年委員、町会・自治会代表など「組織」の集まりであり、学校の活動を実質的に支えにくい状況となっていることから、学校によっては、学校の活動を支える地域のボランティア組織を学校協議会の中に、または別に組織しています。

学校運営委員会、学校協議会などの相互関係を整理して、機能的な組織とする必要があります。

区立小・中学校全校に学校関係者評価委員会を設置し、学校関係者評価と学校の自己評価からなる学校評価システムを実施しています。「世田谷9年教育」の完全実施や「地域運営学校」の全校指定など、新たな教育施策の推進に伴って、改善・充実が必要です。

>> 取組の方向

学校協議会を機能的・実践的にしていくため、世田谷らしい地域特性をいかした、学校を支えるボランティア組織（(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」）へ再編し、地域で学校を支える体制づくりを進めます。

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討・試行を踏まえ、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの推進に向けて制度の改善・充実に取り組みます。

>> 4年後の姿

学校協議会を機能的・実践的にしていくため、世田谷らしい地域特性をいかした、学校を支えるボランティア組織（(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」）へ再編し、地域で学校を支える体制づくりを進め、新体制での実施校を拡大しています。

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを推進するため、(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の取り組みを踏まえ、新たな学校評価システムの実施に取り組んでいます。

- 1 - 地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討

学校協議会を機能的・実践的にしていくため、世田谷らしい地域特性をいかした、学校を支えるボランティア組織（(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」）へ再編し、地域で学校を支える体制づくりを進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
再編への検討	モデル校の実施	実施校の拡大	実施校の拡大

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

- 1 - 学校評価システムの推進（再掲）

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの改善・充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの検討	(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの検討	(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの実施	(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの推進

《所管課：教育指導課》

- 1 - 地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進

子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域が連携し、学校内や通学路の安全対策、事故防止などを強化します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
通学路の安全点検の実施	通学路の安全点検の実施	通学路の安全点検の実施	通学路の安全点検の実施
小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施	小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施
警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施	警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施
こどもをまもろう110番運動への支援	こどもをまもろう110番運動への支援	こどもをまもろう110番運動への支援	こどもをまもろう110番運動への支援
緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールの安定運用

《所管課：教育総務課、学校健康推進課、学校職員課、教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

- 2 地域コミュニティの核となる学校づくり

>> 現状と課題

区立学校では、遊び場開放事業、新BOP事業（放課後子どもプラン事業）、地域の文化・スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブなど）への学校施設の活用を拡大しています。

また、学校と地域の連携による防災訓練や学校施設を利用した地域行事など、地域と連携した活動や取り組みを行っています。

P T Aなどの自主的な活動が活性化するように支援し、学校教育の充実、家庭の教育力の向上、子どもの健全育成につなげていきます。

今後、学校は、地域防災や地域行事など、学校・家庭・地域の連携・協働による取り組みを一層充実し、地域コミュニティの核としての学校づくりが求められています。

>> 取組の方向

学校施設の地域利用に係る指針（平成23年1月施行）に基づき、学校において地域の事情に応じた学校施設の地域利用を推進し、学校を拠点とした地域活動を支援していきます。

幼・小・中学校P T A連合体との連携・協力による研修会の充実、社会的な状況に応じたP T A運営の改善の取り組み、研修事業や防災、防犯、青少年育成活動などを充実していきます。こうした活動を通して、学校・家庭・地域が連携し学校を拠点とした地域のコミュニティを活性化していきます。

>> 4年後の姿

学校と地域が連携し、学校単位の地域活動による学校施設利用が活性化しています。幼・小・中学校のP T Aによる研修や交流事業が拡充しています。

学校が核となって、さまざまな活動・取り組みを通して、学校・家庭・地域の連携が進み、地域のコミュニティが活性化しています。

- 2 - 学校施設の活用

「学校施設の地域利用に係る指針（平成23年1月施行）」に基づいて、区長部局と連携し、総合型地域スポーツクラブなどの学校を拠点とした地域活動などを支援し、学校施設利用の拡充を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校施設状況の把握	学校施設の活用の検討	学校施設の活用の検討	学校施設の活用の検討

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 2 - 地域活動の促進

学校と地域の連携による防災訓練や学校施設を利用した地域行事の実施など、保護者や地域の人々と連携しながら地域コミュニティの活性化に貢献します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校と地域が連携した活動の現状の把握	学校と地域が連携した活動の課題の整理	学校と地域が連携した活動の促進に向けた検討	学校と地域が連携した活動の実施

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

- 2 - P T A 活動への支援

幼・小・中学校 P T A 連合体との連携・協力による研修会の充実、学習活動への支援、情報提供など、P T A の自主的な活動が活性化するように支援し、学校教育の充実や家庭の教育力の向上を図って、子どもの健全育成につなげていきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
課題整理と検討	活動内容の検討	活動内容の検討	実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 3 地域教育力の活用

>> 現状と課題

区内大学と教育委員会の連携による小・中学校への学生派遣事業、リカレント学習連携講座の開設と大学公開講座情報誌の発行、インターネットを利用したせたがや e カレッジの開設運営などの取り組みを進めてきました。今後も、これらの連携事業を充実させるとともに、大学等の研究教育機能を一層活用した地域課題解決型の社会教育事業の充実が必要です。

全区立中学校では、2年生を対象として職場体験を実施しています。また、中学校1年生を対象に職場体験報告会を実施し、職場体験活動の紹介を行っています。その他キャリア学習ノートの配布、教員研修など、義務教育9年間を見通したキャリア教育の推進を図っています。これらの取り組みを進め、小・中学校9年間を通じた系統的なキャリア教育を一層推進していくことが、今後の課題です。

>> 取組の方向

従来の大学公開講座など区民の生涯学習の機会を充実させるとともに、多様な地域課題に対応した社会貢献事業やボランティア育成事業などの充実などに取り組みます。

職場体験やキャリア教育等の推進を通じて、子どもたちに、社会の構成員としての自覚と、社会的・職業的自立に向けた能力の育成を図ります。

>> 4年後の姿

区内大学と教育委員会が連携して社会貢献や、ボランティア活動を推進するための仕組みを整備しています。

職場体験やキャリア教育等の推進を通じて、子どもたちに、社会の構成員としての自覚と、社会的・職業的自立に向けた能力の育成に取り組んでいます。

- 3 - 大学等との連携の充実

区内大学公開講座情報など区民の生涯学習機会を充実します。

区内大学との連携・協力による多様な地域課題に対応した社会貢献、ボランティア育成事業を検討、実施します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
区内大学等との新たな連携・協力事業の検討	区内大学等との新たな連携・協力事業のしくみづくりの推進	区内大学等との新たな連携・協力事業の試行	実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 3 - 社会とかかわる体験活動の充実（再掲）

児童・生徒について、社会体験活動やボランティア活動を通じて、社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他の人を思いやる心などを育成します。

また、子どもたちの社会的・職業的な自立に向け、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるよう、小・中学校9年間を通したキャリア教育を推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進
キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

家庭における教育力向上への支援

基本的な考え方

子どもたちが多くのことを学び、成長する場として、家庭における教育はきわめて重要です。今日、核家族化、少子化、共働き、地域における地縁的つながりの希薄化など、家庭をとりまく状況が大きく変化しています。家庭環境の多様化や地域社会の変容等に対応するため、家庭の教育力の向上に向けたさまざまな支援や取り組みが行われています。

教育委員会では、平成18年の教育基本法の改正を受け、庁内関係課の横断的な体制として「家庭教育支援推進関係課連絡会」を設け、情報交換や意見交換等を通して、家庭教育への支援を強化しています。

各学校のPTAと連携して、家庭の教育力向上をめざした「家庭教育学級」の開催や、小学校校長会・副校長会と世田谷区小学校PTA連合協議会が協働して作成した家庭教育に関するリーフレット等を活用し、情報発信や情報の共有を図っています。

今後は、福祉や保健・医療との連携を図り、家庭の子育て力を充実させるとともに、地域や企業などとも連携し、家庭教育の支援に取り組みます。

また、子どもの望ましい育成のために、家庭教育学級や講演会などを通じて、親自身が学び育つための学習の場や情報を提供するとともに、福祉等との連携により相談機能を充実します。

今後とも、保護者だけでなく、学校、地域など社会全体としての子育てのための支援体制を整備し、世田谷区子ども計画や区長部局の事業と連携しながら、家庭の教育力向上に向けた一層の支援を進めます。

- 1 家庭教育への支援

>> 現状と課題

これまで、区立学校のPTA活動等と連携し、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換など家庭教育の充実に向けた取り組みを進めてきました。

学校、PTAだけでなく、地域全体が家庭教育を支援する取り組みを検討する必要があります。また、区長部局と教育委員会の連携を一層強化し、家庭教育への支援を効果的に進めていくことが必要です。

今後は、親の学びの機会や場の提供などを支援するとともに、家庭教育の情報提供や相談機能の充実、親同士や地域との連携などを通して、豊かな親子関係づくりや、家庭の教育力の向上のための機会を充実させることが課題です。

>> 取組の方向

教育委員会と区長部局との役割分担を明確にして、家庭教育力の向上に向けた総合的な取り組みを行います。

>> 4年後の姿

家庭教育の向上に向けて、社会全体として取り組みを実施しています。

- 1 - 家庭教育への支援

PTA活動の家庭教育学級の充実を図るとともに、青少年地区委員や民生委員など地域の力を家庭教育の支援へ活用します。

また、区の子ども計画や、ワーク・ライフ・バランスの取り組みとの連携を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
庁内の子育て、家庭教育に関する計画との連携検討	家庭教育への支援の検討	家庭教育への支援の検討	家庭教育の支援実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 1 - 相談機能の充実（再掲）

児童・生徒や保護者からの相談は、子どもの心理的要因に加え、家庭の福祉的要因が背景にあるなど、複雑化・多様化しています。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、心理教育相談員やスクールカウンセラーと連携した学校内外の教育相談体制を強化し、児童・生徒とその保護者の主体的な問題解決を支援します。また、関係諸機関との連携、ネットワーク強化をさらに推し進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
相談機能の充実 ・スクールソーシャルワーカー3名体制（2名増員）による教育相談体制の強化	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 1 - P T A 活動への支援（再掲）

幼・小・中学校 P T A 連合体との連携・協力による研修会の充実、学習活動への支援、情報提供など、P T A の自主的な活動が活性化するように支援し、学校教育の充実や家庭の教育力の向上を図って、子どもの健全育成につなげていきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
課題整理と検討	活動内容の検討	活動内容の検討	実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

基本的な考え方

「世田谷9年教育」では、地域の小中学校が一体となって、よく学ぶ世田谷区の子どもたちにふさわしい質の高い9年間の義務教育を実現する具体的な取り組みを平成25年度から実施しています。学習内容では、学習指導要領を基盤としながらも、世田谷区独自の工夫を加えた「世田谷区教育要領」に基づいた授業を展開し、子どもたちに「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」を確実に身に付けさせるための取り組みを進めています。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえたいじめ防止等の総合的推進や、子どもたちが動植物や自然に触れ、感じ、体験する機会の拡充など、人間性や道徳性をはぐくみ、豊かな人間性の育成に向けた取り組みについて、関係機関等との連携を図りながら進めていきます。

また、「世田谷区教育要領」に基づき、理数・英語教育の充実やICTを活用した授業を推進するとともに、学校図書館機能を充実し、読書力の育成を図ります。

さらに、スポーツや運動による体力の向上、望ましい食習慣の形成のための食育の推進、思春期における心の健康支援など、健やかな身体とたくましい心を育成します。

変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜く力をはぐくむために、平成19年度から、区立小・中学校全校で実施している教科「日本語」の取り組みをさらに発展・充実させるなど、世田谷区独自の特色ある教育活動のより一層の推進を図ります。

東日本大震災後の日本では、子どもたちが自ら判断して、自身の安全を確保することのできる力を身に付けることや、環境やエネルギーについて考えたり、世界的な視野をもって人と人の絆について考えたりすることがこれまで以上に求められていることから、「持続可能な発展のための教育」(ESD)の視点を踏まえ、防災・安全教育や国際理解教育、環境・エネルギー教育などを推進していきます。

配慮を要する児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすために、特別支援教育を推進します。また、国や都の動向を踏まえ、世田谷区における特別支援教育のあり方を検討しつつ、特別支援教育の取り組みを一層進めていきます。

また、区立小学校では、従来から幼稚園や保育園などとさまざまな連携を図ってきましたが、「世田谷9年教育」の推進にあたっては、小学校教育を視野に入れた就学前教育と、就学前教育を踏まえた小学校教育の充実がより一層重要となります。引き続き、幼稚園・保育園と小学校との連携などをさらに推進するとともに、国の動向等を踏まえた幼保一元化など、新たな幼児教育への取り組みの検討・整備を進めます。

- 1 豊かな人間性の育成

>> 現状と課題

「豊かな心」、「豊かな感性」、「社会の一員としての自覚」など、人間性・道徳性をはぐくみ、よりよい生活習慣を身に付けるための取り組みなどを推進しています。

特に、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、人権教育や道徳教育に関する国の動向を踏まえ、啓発資料の作成や道徳センター校の設置、各種研修など、あらゆる機会をとらえ、各学校における人権教育、道徳教育の推進と教職員の資質向上を図っています。

今後は、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取り組み、道徳教育の一層の充実に向けた検討が必要です。

また、平成20年度から、将来、地域や社会を担う子どもたちが、市民としてのよりよい生活習慣や規範意識を身に付けることをねらいとして、「あいさつ」や「思いやり」など月ごとのテーマについて、児童・生徒が目標を設定し行動する取り組みとしての「人格の完成をめざして」を実施しています。

今後は、国の動きや、これまでの取り組みを踏まえ、学校・家庭・地域が連携した新たな道徳教育の充実に検討する必要があります。

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応など、「いじめ防止対策推進法」も踏まえ、いじめ防止の取り組みの一層の強化が求められています。これまでも、教育委員会、学校が連携して、いじめ防止についての教職員研修や学校非公式サイトでの監視などの取り組みを進め、平成25年度からは「いじめ防止プログラム」の実施、「ネットリテラシー醸成講座」の開催、いじめ防止等対策連絡会の設置、いじめ防止に向けた手引きの教員への配布など、取り組みの充実に努めてきました。

引き続き、「いじめ防止プログラム」等の充実に向けた取り組みを進めるとともに、教育相談機能の充実や保健福祉などの関係機関等との連携、ネットワークの強化を図りながら、いじめ防止等の総合的推進に取り組んでいくことが必要です。

小・中学校での宿泊行事の実施など、児童・生徒が、自然に直接触れる機会をもち、体験を通して自然の美しさや大切さを学んでいます。

今後は、知識基盤社会の中にある子どもたちが動植物とのふれあい、自然体験学習など、「実物」に触れ、感じ、生命の大切さ、自然への畏敬などを体験する機会の充実に取り組むことが必要です。

>> 取組の方向

人権尊重、生命尊重を学ぶ取り組みの一層の充実に向けた検討を行います。

道徳教育の充実のため、「人格の完成をめざして」など、これまでの取り組みの成果や課題を十分に検証し、新たに「学び舎」の取り組みを実施するなど、子どもたちの人間性・道徳性をはぐくむ学校・家庭・地域が連携した取り組みの推進を検討します。

「いじめ防止プログラム」などの充実に努めるとともに、教育相談機能の充実や保健福祉などの関係機関等との連携、ネットワークの強化を図りながら、いじめ防止等の総合的推進に取り組めます。

また、子どもたちが体験・体感する機会を拡充していきます。

>> 4年後の姿

各学校だけではなく、「学び舎」ごとの取り組みが充実するなど、学校・家庭・地域が連携して児童・生徒の「豊かな人間性」をはぐくむ取り組みを実施しています。

関係機関等と連携しながら、いじめ防止等の総合的推進に継続的に取り組んでいます。

子どもたちが、動植物や自然に触れ、生命や自然の大切さを感じ、学ぶ機会の充実に向けて取り組んでいます。

- 1 - 人権教育と「生命の大切さ」を学ぶ教育の推進

児童・生徒に、何ものにも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感させ、児童・生徒の情操を高め、感性を豊かにするため、人権教育推進のための啓発資料の作成、教職員への研修の実施など、人権教育の推進と教職員の資質向上を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
人権教育の推進	人権教育の推進	人権教育の推進	人権教育の推進
生命の尊重、豊かな感性をはぐくむ教育の推進	生命の尊重、豊かな感性をはぐくむ教育の推進	生命の尊重、豊かな感性をはぐくむ教育の推進	生命の尊重、豊かな感性をはぐくむ教育の推進

《所管課：教育指導課》

- 1 - 「人格の完成をめざして」の取り組みの充実

児童・生徒に人として生きるうえで大切な道徳性をはぐくみ、市民としてのよりよい生活習慣を身に付けさせるために、「あいさつ」や「思いやり」などの生活習慣を身に付けさせるために、児童・生徒が主体的に行動する取り組みを学校・家庭・地域が連携して実施します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校・家庭・地域が連携した取り組みの充実	学校・家庭・地域が連携した取り組みの充実	学校・家庭・地域が連携した取り組みの充実	学校・家庭・地域が連携した取り組みの充実

《所管課：教育指導課》

- 1 - 道徳教育の充実

すべての教科等を通して、児童・生徒に人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむとともに、社会の構成員としての自覚や社会生活を送る上で必要な規範意識を身に付けさせるために、実践的な道徳教育の取り組みを進めます。

また、国における今後の道徳教育の動向などを注視しながら、新たな道徳教育の取り組みについての検討を進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
道徳センター校の取り組みの推進	道徳センター校の取り組みの推進	道徳センター校の取り組みの推進	道徳センター校の取り組みの推進
「学び舎」としての取り組みの推進	「学び舎」としての取り組みの推進	「学び舎」としての取り組みの推進	「学び舎」としての取り組みの推進
国の動向を踏まえた新たな道徳教育を検討	国の動向を踏まえた新たな道徳教育の取り組み	国の動向を踏まえた新たな道徳教育の取り組み	国の動向を踏まえた新たな道徳教育の取り組み

《所管課：教育指導課》

- 1 - いじめ防止等の総合的な推進

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性がこれまでも増して高まっています。いじめ防止対策推進法の施行に基づき、「世田谷区いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、引き続き「いじめ防止プログラム」「ネットリテラシー醸成講座」などの充実や、教育相談機能の充実などに向けて取り組みを進めていきます。また、保健、福祉などの関係機関等との連携、ネットワークの強化を図りながら、いじめ防止等に関する総合的推進に取り組んでいきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年における試行 ・中学校 第1・2段階 全校実施 第3段階14校実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年における試行と検証 ・中学校 第1～3段階 全校実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年における試行と検証 ・中学校 第1～3段階 全校実施	「いじめ防止プログラム」 ・小学校高学年から中学校までの継続した取り組みの実施

ネットリテラシー 醸成講座の実施	ネットリテラシー 醸成講座の実施	ネットリテラシー 醸成講座の実施	ネットリテラシー 醸成講座の実施
学校非公式サイト 等の監視	学校非公式サイト 等の監視	学校非公式サイト 等の監視	学校非公式サイト 等の監視
関係諸機関との連 携、ネットワークの 強化に向けた検討	関係諸機関との連 携、ネットワークの 強化に向けた取り 組み	関係諸機関との連 携、ネットワークの 強化に向けた取り 組み	関係諸機関との連 携、ネットワークの 強化に向けた取り 組み

《所管課：教育指導課》

- 1 - 子どもたちが体験・体感する機会の拡充

知識基盤社会の中にある子どもたちが、動植物とのふれあいや自然体験学習など、「実物」に触れ、感じ、体験する機会の拡充に向けて、移動教室などの校外学習や小動物の飼育など動物とふれあう機会の拡充に取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた検討	子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた検討を踏まえた取り組みの試行	子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた取り組みの実施	子どもたちが体験・体感する機会の拡充に向けた取り組みの実施

《所管課：教育指導課、学務課》

- 1 - 中学校の部活動の充実（再掲）

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒の学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環として部活動の充実を図ります。

各校の教育目標における部活動の充実に対応し、教員の負担軽減を図るため、部活動支援員制度を推進します。部活動における大会参加経費等支給、部活動支援員研修、部活動連絡協議会の開催など、保護者、地域、学校の連携により、部活動の充実に向けた支援を推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
部活動支援員制度の充実	部活動支援員制度の充実	部活動支援員制度の充実	部活動支援員制度の充実
部活動の充実に向けた支援	部活動の充実に向けた支援	部活動の充実に向けた支援	部活動の充実に向けた支援

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

- 2 豊かな知力の育成

>> 現状と課題

学習指導要領を基盤としながら、世田谷区独自の学習内容を加えた「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を、平成25年度より区立小・中学校全校で実施しており、引き続き、質の高い学校教育を提供することが求められています。

児童・生徒の基礎・基本の定着をめざして、区立小学校5・6年生、区立中学校1～3年生を対象とする「学習習得確認調査」を実施するとともに、その結果をもとに、学校、学び舎ごとに、自らの教育活動を検証し、授業の改善・充実に向けた具体的な取り組みを行っています。今後、実施教科の拡大や、調査結果の一層の有効活用などが求められています。

また、義務教育9年間の総まとめとなる中学校3年生において、土曜講習会や朝学習など、卒業後の進路の実現に向けた基礎・基本などをはぐくむ取り組みを推進しています。今後、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の充実とあわせて、改善・充実に向けた検討を行うことが求められます。

理数・英語教育については、理科支援員・英語活動支援員・A L T (外国人英語教育指導員)の配置により指導体制の充実に取り組んできました。また、英語による発信力を高める「英語スピーチコンテスト」や、理科教育充実の一環として、区内大学等の協力を得て、区立中学校生徒を対象に、「世田谷ガリレオコンテスト」を実施しているほか、区立小・中学校の科学教育の振興を目的として、さまざまな事業を展開する「科学センター」、区立小学校の児童の算数への興味や学ぶ意欲の向上を図る「チャレンジ算数教室」など、世田谷区独自の取り組みを進めています。引き続き、理数・英語教育の一層の充実に向けて、世田谷区の特徴をいかした取り組みを検討し、実施することが求められています。

また、情報ネットワーク社会に対応するため、児童・生徒の情報活用能力の育成、教員のICT活用能力の向上に加え、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための研修の実施、学校非公式サイト等の監視など、教育の情報化の推進に取り組んでおり、引き続き、取り組みを推進することが求められています。

学校図書館については、「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」などに基づく充実に向けた支援や学校図書館図書標準を基本とした蔵書の充実、蔵書管理の電算化、司書教諭研修の実施など、支援及び機能の充実に取り組んでいます。今後は、地域図書館との一層の連携の推進や学校図書館の支援及び機能の充実に向けた取り組みを進める必要があります。

>> 取組の方向

引き続き、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を推進し、「世田谷9年教育」の取り組みを進めるとともに、「学習習得確認調査」、土曜講習会、朝学習等の実施など、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みを推進します。

実践的なコミュニケーションを通して英語に親しむとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る「イングリッシュタイム」の実施など、理数・英語教育の一層の充実に向けた取り組みを検討し、実施します。

教員のICT活用能力の向上、授業におけるタブレット型端末の活用など、ICT機器を活用した授業の推進を図るとともに、情報モラルにかかわる取り組みを推進します。

学校図書館図書標準を基本とした蔵書の充実、蔵書管理の電算化、司書教諭研修の実施など、支援及び機能の充実に取り組みます。

>> 4年後の姿

「世田谷区教育要領」に基づく教育活動及び児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの検証を行うとともに、学習指導要領の改訂を踏まえ、新「世田谷区教育要領」の策定にむけた検討を開始します。

理数・英語教育の一層の充実を図っています。また、タブレット型端末を用いた授業を一層推進するとともに、情報モラルにかかわる取り組みの推進を図っています。

学校図書館への支援を行うとともに、学校図書館の機能の一層の充実に向けた取り組みを行っています。

- 2 - 世田谷区教育要領に基づいた教育の推進

学習指導要領を踏まえつつ、よく学ぶ世田谷区の児童・生徒にふさわしい、世田谷区の義務教育9年間で学習する各教科等の目標・内容などを定めた「世田谷区教育要領」に基づき、各区立学校では教育課程を編成し、質の高い教育の実現をめざします。

また、学習習得確認調査の実施とその結果に基づく学校、学び舎ごとの取り組みの充実、少人数授業の一層の充実や放課後補習、土曜講習会、朝学習など、児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みを推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の推進	「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の推進	「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の定着	「世田谷区教育要領」に基づく教育活動の検証、新「教育要領」の策定に向けた検討
「学習習得確認調査」の拡充、土曜講習会・朝学習の改善・充実等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進	「学習習得確認調査」等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進	「学習習得確認調査」等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進	「学習習得確認調査」等児童・生徒の基礎・基本などをはぐくむ取り組みの推進・検証

《所管課：教育指導課》

- 2 - 理数・英語教育の充実

子どもたちの数学や自然事象・科学技術への興味や関心を高め、数学・科学的素養の伸長を図る理数教育の充実に取り組みます。また、実践的なコミュニケーションを通して英語に親しむとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る「イングリッシュタイム」の実施など英語教育の充実を図り、子どもたちの英語によるコミュニケーション能力を伸ばします。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
理数・英語教育の充実に向けた検討	理数・英語教育の充実に向けた検討	理数・英語教育の充実に向けた取り組み	理数・英語教育の充実に向けた取り組み
「イングリッシュタイム」の試行	「イングリッシュタイム」の試行	「イングリッシュタイム」の試行	「イングリッシュタイム」の試行及び検証

《所管課：教育指導課》

- 2 - ICTを活用した授業の推進

教員のICT活用能力の向上、児童・生徒の情報活用能力の育成、タブレット型端末やデジタル教材等の活用にする授業を推進するとともに、ICTを活用する際に課題となる情報社会のルールやマナー、セキュリティの重要性を理解するための情報モラル教育の充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
情報教育とICTを活用した授業の推進	情報教育とICTを活用した授業の推進	情報教育とICTを活用した授業の推進	情報教育とICTを活用した授業の検証と検討
ICT機器の整備	ICT機器の整備	ICT機器の整備	ICT機器の整備
デジタル教材の開発・活用の推進	デジタル教材の開発・活用の推進	デジタル教材の開発・活用の推進	デジタル教材の開発・活用の検証と検討
情報モラルにかかわる取り組みの推進	情報モラルにかかわる取り組みの推進	情報モラルにかかわる取り組みの推進	情報モラルにかかわる取り組みの検証と検討

《所管課：教育指導課、教育総務課》

- 2 - 読書力の育成・学校図書館機能の充実

学校図書館にかかわる教職員の研修等の充実や学校図書館の蔵書管理の電算化、区立図書館と連携した取り組みを推進するなど、学校図書館の機能の充実に取り組み、児童・生徒の知的好奇心を伸ばし、豊かな人間性と知力をはぐくむ読書活動の充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校図書館の充実への支援	学校図書館の充実への支援	学校図書館の充実への支援	学校図書館の充実への支援
学校図書館の機能の充実に向けた取り組み(研究校の指定)	学校図書館の機能の充実に向けた取り組み(研究校の指定)	学校図書館の機能の充実に向けた取り組み(研究校の指定)	学校図書館の機能の充実に向けた取り組みの検証と検討(研究校の指定)

《所管課：教育指導課・中央図書館》

- 3 健やかな身体・たくましい心の育成

>> 現状と課題

「世田谷区教育要領」に基づき、「体力の向上を目指すための学習活動例」、「発展的に学習する内容」など、区立小・中学校における体育・保健体育の授業の充実とともに、小学生スポーツ教室などスポーツに親しむきっかけづくりの場の充実に取り組んでいます。体力は、人としてのあらゆる活動の源であり、かつこれからの社会を生き抜く力の土台となることから、今後、体力の向上をめざした取り組みについて検討し、実施していくことが必要です。

また、世田谷区が独自に取り組んでいる小学校1年生から中学校3年生までを対象とする体力テストの結果などを踏まえ、児童・生徒自身の体力の向上に向けた意欲の向上を図っています。今後とも、体力テストの結果を踏まえ、地域と連携しながら、体育の授業の充実、スポーツに親しむきっかけづくりに取り組み、児童・生徒の体力の向上を図ることが必要です。

給食を含む学校教育活動を通して、児童・生徒に食事の意義など食に関する理解を深め、望ましい食習慣を形成するため、給食指導計画による給食指導や給食だより・試食会を通じた家庭への働きかけなどに取り組んでいます。今後も、給食指導計画により給食指導の充実を図るとともに、家庭への働きかけや異世代交流による「共食(きょうしょく)」など地域と連携した取り組みを進めることが必要です。

健康教育にかかわる研修・研究を実施するとともに、生活習慣病予防検診を行うなど、子どもたちの「心と体の健康づくり」を推進しています。引き続き、学校・家庭・地域が連携して心と体の健康づくりを進めるため、授業の充実や保健福祉等の関係機関や学校保健委員会などと連携した取り組みを行うことが必要です。

中学校の部活動については、「部活動支援員制度」及び「大会参加経費等支給制度」により支援を行っています。今後、研修等による部活動支援員の指導力の向上を図ることが必要です。また、大会参加経費等支給制度の充実、部活動連絡協議会による部活動の充実に向けた保護者、地域、学校の連携の推進を図る必要があります。

>> 取組の方向

世田谷の子どもたちの体力向上・健康教育の推進に向けた課題や今後の取り組みの方向性を明らかにするとともに、「世田谷区教育要領」に基づいた授業を推進し、区立小・中学校・幼稚園の運動・遊びや体育・保健体育の授業における一層の体力の向上をめざします。また、学校・家庭・地域が連携して授業の充実、スポーツの機会を提供するとともに、体力の向上に向けた区立小・中学校全校で実施する新たな取り組みを検討し、実施します。

給食を含む学校教育活動を通して「食育」の推進を図るため、給食指導計画により給食指導の充実を図るとともに、家庭への働きかけや異世代交流による「共食（きょうしょく）」など地域と連携した取り組みを進めます。

学校・家庭・地域が連携して心と体の健康づくりを進めるため、授業の充実や関係機関や学校保健委員会と連携し、啓発活動・相談支援などに取り組みます。

中学校の部活動の充実に向けて、より多くの部活動支援員が研修を受講しやすいように実施手法について工夫し、支援員の指導力の向上を図ります。また、大会参加経費等支給制度の充実、部活動連絡協議会などにより部活動の活性化の方策を検討します。

>> 4年後の姿

区立小・中学校の体育・保健体育の授業の充実、区立小・中学校全校での体力向上の取り組みの実施、学校・家庭・地域が連携した授業の充実、スポーツの機会の提供などの取り組みなどを総合的に進め、児童・生徒の一層の体力の向上を図っています。

給食を含む学校教育活動を通じた一層の「食育」の推進を図るため、異世代交流による「共食（きょうしょく）」の機会などの取り組みを進めています。

学校、家庭、地域、保健福祉等の関係機関や学校保健委員会などが連携し、啓発活動・相談支援など「心と体の健康づくり」に向けた取り組みを進めています。

教育活動の一環である中学校の部活動において、多くの部活動支援員が、部活動支援員研修を定期的を受講し、指導力が向上し、部活動支援員制度が充実しています。

- 3 - 体力の向上

「世田谷区教育要領」に基づいた授業を推進し、区立小・中学校・幼稚園の運動・遊びや体育・保健体育の授業における一層の体力の向上をめざします。地域や区内大学との連携等を進めるとともに、体力の向上に向けた区立小・中学校・幼稚園全校(園)で実施する新たな取り組みを検討し、実施します。また、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通じた体力テストの実施と、その結果などを踏まえた体育の授業の充実を進め、児童・生徒自身の体力の向上に向けた意欲の向上を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
体力の向上に向けた新たな取り組みの検討	体力の向上に向けた新たな取り組みの試行	体力の向上に向けた新たな取り組みの試行及び検証	体力の向上に向けた新たな取り組みの実施
体育・保健体育の授業の充実	体育・保健体育の授業の充実	体育・保健体育の授業の充実	体育・保健体育の授業の充実

《所管課：教育指導課》

- 3 - 食育の推進

子どもたちが、食事の意義など食に関する理解を深め、望ましい食習慣を形成するために、学校における食に関する指導を充実させるなどの「食育」の推進に努めます。

また、異なる世代が交流して共に食べる（共食）機会を通じて食育を推進していくとともに、世田谷区のオリジナル献立を作成し普及させていくなかで、食育の推進に取り組めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校における食育の推進	学校における食育の推進	学校における食育の推進	学校における食育の推進
異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の試行	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の試行	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の推進	異世代交流による「共食」の機会を通じた食育の推進
世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発	世田谷版献立の普及・啓発

《所管課：教育指導課、学校健康推進課》

- 3 - 心と体の健康づくり

子どもたちが、「運動」、「食事」、「睡眠」などのバランスのとれた生活を送り、健やかな心と体をはぐくむことができるよう、学校における健康教育を充実するとともに、学校と家庭、地域などが連携して、学校保健委員会等で子どもたちの心と体の健康づくりを推進します。

小学校高学年から中学生の時期を思春期への入り口と捉え、引きこもりや不登校、ネット依存などの課題に対して保健福祉等の関係機関と連携を強化し、専門機関・地域と連携した相談支援体制の構築や啓発活動を行うなど、こころの健康づくりを支援していきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施	健康教育にかかわる研修等の実施
保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援	保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援

《所管課：教育指導課、学校健康推進課》

- 3 - 中学校の部活動の充実

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒の学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環として部活動の充実を図ります。

各校の教育目標における部活動の充実に対応し、教員の負担軽減を図るため、部活動支援員制度を推進します。部活動における大会参加経費等支給制度、部活動支援員研修、部活動連絡協議会の開催など、保護者、地域、学校の連携により、部活動の充実に向けた支援を推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
部活動支援員制度の充実	部活動支援員制度の充実	部活動支援員制度の充実	部活動支援員制度の充実
部活動の充実に向けた支援	部活動の充実に向けた支援	部活動の充実に向けた支援	部活動の充実に向けた支援

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

- 4 これからの社会を生きる力の育成 (「持続可能な発展のための教育」(ESD)の推進)

>> 現状と課題

平成19年度から区立小・中学校全校で授業を開始した教科「日本語」については、深く考え、自分の考えや思いを表現することができ、日本文化を理解し大切にすることを子どもの育成をねらいとして、区立小・中学校の全学年で週1時間の授業を行っています。急激に変化する社会において、今後求められる力への対応や学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取り組みの検証や、今後の指導内容・指導形態の検討を進めるなど、世田谷区の独自の教科として、より一層質の高い授業の実現に取り組むことが必要です。

これまでも、子どもたちが、資源の有限性や環境について考え行動したり、多様性を尊重する価値観をもって行動したりすることができるよう、「持続可能な発展のための教育」(ESD)を推進し、「省エネルギー」等をテーマとして学校エコライフ活動を区立全小・中学校で実施するなど環境・エネルギー教育に取り組んできました。引き続き、環境やエネルギーなど世界規模の諸課題に対応するための取り組みを充実・支援することが必要です。

子どもたちが外国の文化や言語と触れあう体験活動として海外派遣・受入事業を実施しています。今後とも、文化や言語の異なる国際社会を実感するとともに、日本文化を積極的に紹介・発信するなど、地域の資源をいかした国際理解のための体験活動を進めていくことが必要です。

児童・生徒が自ら判断して自らの命を守る力を育成することをめざして、防災訓練や防災教育の推進に取り組むとともに、自然災害等への対応を追加した改訂版の学校安全対策マニュアルに基づき、日常的な教育活動において安全指導に取り組んでいます。今後も、児童・生徒が瞬時に安全な行動をとれるようにするとともに、臨機応変に対処するようにするため、防災・安全教育の充実を図る必要があります。

>> 取組の方向

深く考え、自分の考えや思いを表現することができ、日本文化を理解し大切にすることを子どもの育成をねらいとする教科「日本語」をより一層充実させるために、社会の変化や学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取り組みの検証を進めるとともに、指導内容や指導形態の検討を進めます。引き続き、各学校において、教科「日本語」推進リーダーの育成や指導資料の充実等に取り組んでいきます。

児童・生徒一人ひとりが、環境やエネルギーなど世界規模の諸課題について、自分たちの課題として考え、多様な人々や環境、社会との関係性の中で生きていることを自覚し、持続可能な社会の形成者として成長するよう、「持続可能な発展のための教育」(ESD)の視点を踏まえ、環境・エネルギー教育などの充実に取り組めます。

子どもたちが国際社会について学んだり、外国の文化や言語に触れたりする体験を通して、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成に引き続き取り組んでいきます。

東日本大震災時の対応を踏まえ、子どもたちが自ら判断し行動できる力を養う防災

教育を推進するとともに、同じ学び舎に所属する他の区立小・中学校と連携した防災訓練等を実施するとともに、必要に応じて学校安全対策マニュアルを改訂・充実し、地震・火災・風水害等の災害に備えた防災教育をさらに推進します。

>> 4年後の姿

教科「日本語」の検証を踏まえ、学習指導要領の改訂に注視しながら、教科「日本語」の改訂作業に取り組み、改訂版教科「日本語」の試行・検証を行っています。

各校の特色をいかしながら、環境・エネルギーの教育の一層の推進に取り組んでいます。

世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎を育成するため、さまざまな国や地域の人々との交流などを通して多様な文化に触れる機会の工夫や、小・中学生の海外派遣・受入事業の充実など、国際理解教育の取り組みの推進を図っています。

学校安全対策マニュアルを充実し、自然災害等に備えた防災教育の一層の推進に取り組んでいます。

- 4 - 教科「日本語」の充実

これまでの教科「日本語」の取り組みの検証や、今後の指導内容や指導形態の検討を進めるなど、世田谷区の独自の教科として、より一層質の高い授業の実現に取り組みます。

教科「日本語」を中心となって推進する教科「日本語」推進リーダーの育成や指導資料の充実などに取り組めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
教科「日本語」の検証	教科「日本語」の改訂作業	教科「日本語」の改訂作業	改訂版教科「日本語」の試行と検証
教科「日本語」推進リーダーの育成、指導資料の充実等	教科「日本語」推進リーダーの育成、指導資料の充実等	教科「日本語」推進リーダーの育成、指導資料の充実等	教科「日本語」推進リーダーの育成、指導資料の充実等

《所管課：教育指導課》

- 4 - 環境・エネルギー教育の推進

児童・生徒一人ひとりが環境やエネルギーなど世界規模の諸課題について、自分たちの課題として考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者として、成長するよう、環境・エネルギー教育を推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校エコライフ活動の検証と新たな取り組みの検討	環境・エネルギー教育の新たな取り組みの推進	環境・エネルギー教育の新たな取り組みの推進	環境・エネルギー教育の新たな取り組みの推進

《所管課：教育指導課》

- 4 - 国際理解教育の推進

世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力の基礎を育成するため、さまざまな国や地域の人々との交流などを通して多様な文化に触れる機会の工夫や、小・中学生の海外派遣・受入事業の充実など、国際理解教育の取り組みの推進を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実	国際理解教育の充実
海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施	海外派遣・受入事業の実施

《所管課：教育指導課》

- 4 - 防災・安全教育の推進

東日本大震災時の対応を踏まえ、子どもたちが自ら判断し行動できる力を養う防災教育を推進するとともに、同じ学び舎に所属する他の区立小・中学校や地域と連携した防災訓練や、必要に応じて学校安全対策マニュアルを改訂・充実し、地震・火災・風水害等の災害に備えた防災教育をさらに推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
子どもたちが自ら判断し行動できる防災教育の推進	子どもたちが自ら判断し行動できる防災教育の推進	子どもたちが自ら判断し行動できる防災教育の推進	子どもたちが自ら判断し行動できる防災教育の推進
学校と学び舎等が連携した防災教育の充実	学校と学び舎等が連携した防災教育の充実	学校と学び舎等が連携した防災教育の充実	学校と学び舎等が連携した防災教育の充実

《所管課：教育指導課》

- 4 - 社会とかかわる体験活動の充実

児童・生徒について、社会体験活動やボランティア活動を通じて、社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他の人を思いやる心などを育成します。

また、子どもたちの社会的・職業的な自立に向け、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるよう、小・中学校9年間を通したキャリア教育を推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進	職場体験等の推進
キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進	キャリア教育の推進

《所管課：教育指導課、生涯学習・地域・学校連携課》

- 5 特別支援教育の充実

>> 現状と課題

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築など、国による共生社会の実現に向けたさまざまな取り組みを踏まえ、特別支援教育を一層推進することが求められています。また、特別支援教育への保護者の関心の高まりなどから、配慮を要する児童・生徒の就学相談のニーズは大幅に増加しており、総合的・専門的な支援の充実などが求められています。

配慮を要する子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握して能力や可能性を最大限に伸長するために、インクルーシブ教育システムなど国や都の新たな施策動向などに対応しながら「特別支援教育」の一層の充実を図る必要があります。

>> 取組の方向

特別支援教育を一層進めるために、障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備や学校での指導体制の充実、学校への支援体制の充実を図るとともに、教育・福祉・医療・関係行政機関等との一層の連携、ネットワークの充実に取り組みます。また、国や都の動向を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討し、検討を踏まえた取り組みを進めていきます。

>> 4年後の姿

障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備・充実とともに、特別支援教育体制の充実を進めています。

インクルーシブ教育システムの検討及び検討を踏まえた取り組みを充実しています。

- 5 - 特別支援教育体制の充実

通常の学級に在籍する配慮を要する子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、効果的・効率的な人的な支援を行い、児童・生徒に対する学習活動や学級での活動への支援を充実させていきます。

あわせて、通常の学級における特別支援教育にかかる指導体制等の充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
通常の学級の特別支援教育体制の充実 ・非常勤講師等の配置 ・学校支援員の配置 ・(仮称)学校包括支援員モデル実施	通常の学級の特別支援教育体制の充実 ・非常勤講師等の配置 ・(仮称)学校包括支援員の配置	通常の学級の特別支援教育体制の充実 ・非常勤講師等の配置 ・(仮称)学校包括支援員の拡充	通常の学級の特別支援教育体制の充実 ・非常勤講師等の配置 ・(仮称)学校包括支援員の拡充

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 5 - 特別支援学級の整備・充実

特別支援学級に入級する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮しながら、学校の増・改築等にあわせ計画的な学級整備に取り組んでいきます。

あわせて、特別支援学級における指導体制等の充実に努めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
特別支援学級の整備	特別支援学級の整備	特別支援学級の整備	特別支援学級の整備
特別支援学級支援員の配置	特別支援学級支援員の配置	特別支援学級支援員の配置	特別支援学級支援員の配置

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 5 - インクルーシブ教育システムの検討

国や都の動向を踏まえ、今後の世田谷区における特別支援教育のあり方について検討し、検討結果を踏まえた取り組みを着実に進めていきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
インクルーシブ教育システムの検討と検討を踏まえた取り組み	インクルーシブ教育システムの検討と検討を踏まえた取り組み	インクルーシブ教育システムの検討と検討を踏まえた取り組み	インクルーシブ教育システムの検討と検討を踏まえた取り組み

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 5 - 相談機能の充実（再掲）

児童・生徒や保護者からの相談は、子どもの心理的要因に加え、家庭の福祉的要因が背景にあるなど、複雑化・多様化しています。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、心理教育相談員やスクールカウンセラーと連携した学校内外の教育相談体制を強化し、児童・生徒とその保護者の主体的な問題解決を支援します。また、関係諸機関との連携、ネットワーク強化をさらに推し進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
相談機能の充実 ・スクールソーシャルワーカー3名体制（2名増員）による教育相談体制の強化	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 6 就学前(幼児)教育の充実

>> 現状と課題

子ども・子育てを取り巻く環境が急激に変化しており、子育ての孤立感・負担感の増加や深刻な保育待機児問題がある中、質の高い就学前(幼児)教育や保育の総合的な提供をはじめとした子育て支援策が求められています。

そうした中で、区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携による就学前教育の充実と小学校教育の円滑な接続や、区立幼稚園を幼保一体型の施設である認定こども園への用途転換を図る取り組みを進めることが必要です。

>> 取組の方向

区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携を推進し、保育園・幼稚園などの就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に可決・成立した「子ども・子育て関連3法」を受け、区立幼稚園の用途転換等計画を策定し、認定こども園等への移行を図るとともに、新たな教育センター機能の検討とあわせ、幼児教育の研修・研究や相談対応等を担う幼児教育センターの設置に向けて、その機能のあり方等についての検討を進め、早期の実現を図ります。

>> 4年後の姿

区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携を引き続き推進し、保育園・幼稚園などの就学前教育と小学校教育のより円滑な接続を図っています。

また、区立幼稚園の用途転換等計画の推進し、認定こども園等への移行を進めるとともに、幼児教育センター機能の支援による幼児教育を推進しています。

- 6 - 幼保小の連携の推進

区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携を推進し、小学校を視野に入れた就学前教育の充実、就学前教育を踏まえた小学校教育の充実を図り、就学前の保育園・幼稚園と小学校の円滑な接続を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
区立小学校と幼稚園、保育園などとの連携を推進	区立小学校と幼稚園、保育園などとの連携を推進	区立小学校と幼稚園、保育園などとの連携を推進	区立小学校と幼稚園、保育園などとの連携を推進

《所管課：教育指導課》

- 6 - 幼保一体化の推進

多様化する保護者や地域のニーズに柔軟かつ適切に対応するため、就学前における教育・保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的として、区立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ順次段階的に用途転換を進めていきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
区立幼稚園用途転換等計画に基づく取り組み	区立幼稚園用途転換等計画に基づく取り組み	区立幼稚園用途転換等計画に基づく取り組み	区立幼稚園用途転換等計画に基づく取り組み

《所管課：学務課》

- 6 - 新教育センターの検討（再掲）

教職員の研修・研究環境の充実及び子ども、保護者、学校への支援の充実に向けて、新たな教育センター機能の検討・整備に取り組みます。

また、新教育センター機能の整備に係る検討内容・状況を踏まえ、幼稚園教諭などの研修や幼児教育の研究を担う幼児教育センター機能の整備に向けた検討と取り組みを一部実施し、さらに、校務の軽減等の学校支援のあり方についての検討を進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
新たな教育センター機能のあり方の検討・整備構想の作成	新たな教育センター機能の整備計画の策定に向けた検討	新たな教育センター機能の整備計画の策定	新たな教育センター機能の整備計画に基づく取り組み 教育センター機能の整備に向けた体制の準備
幼児教育センター機能の検討・準備	幼児教育センター機能の検討・一部実施	幼児教育センター機能の一部実施	幼児教育センター機能の一部実施及び全部実施に向けた検証・検討
学校支援のあり方の検討	学校支援のあり方の検討	学校支援のあり方・手法・体制の検討	学校支援のあり方・手法・体制の検討

《所管課：教育指導課、教育相談・特別支援教育課、学務課》

信頼と誇りのもてる学校づくり

基本的な考え方

「世田谷9年教育」では、近隣の区立小・中学校でグループ「学び舎」を構成し、学び舎として教育目標や行動計画を設定し、協働して教育活動の質を高め、地域とともに子どもを育てる学校運営の充実をめざしています。

「世田谷9年教育」の定着など、より質の高い学校教育を推進するため、学校経営などのモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」を整備・確立します。

また、「世田谷9年教育」の推進のためには、教員一人ひとりの資質・能力をより高め、「世田谷区教育要領」に基づく授業を行うことが不可欠です。そこで、教職員の研修・研究体制の充実や、学校や学び舎への支援体制の充実を進めるため、新たな教育センター機能の整備に向けて検討に取り組みます。

学校を子どもたちが安心して通い、いきいきと活動できる場所とするため、防災等安全管理の徹底、感染症対策やアレルギーへの対応の徹底、また、不審者の侵入防止や通学時の安全確保について、学校・家庭・地域の連携をさらに深め、学校の危機管理能力の向上に努めます。

区立小・中学校や学び舎のホームページによる情報発信など、学校の広報活動の充実に取り組んでいます。今後も、ホームページの効果的な活用など学校や学び舎からの情報発信の充実を図ります。

いじめや不登校に加え、家庭環境などの福祉的な問題など、複雑化・多様化している児童・生徒とその保護者の抱える問題解決のニーズに応えるため、教育相談機能・不登校対策の充実を図ります。

こうした取り組みなどにより、区立学校と教職員に対する地域社会からの多様なニーズに対応し、信頼と誇りのもてる学校づくりを推進します。

- 1 教員の資質向上のための支援

>> 現状と課題

区立小・中学校、幼稚園の教育活動や学校運営の質を高めるには、教員の資質・能力の向上が不可欠です。教育委員会では、研修計画を策定し、「世田谷9年教育」の推進やさまざまな教育課題への的確な対応のために、年間を通して多様な研修を実施し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。一方で、校務の多忙などにより研修に参加する時間が十分にとれない、幼・小・中学校の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない、などの課題があります。

現在の教育センターでは、研修室等の施設面でのキャパシティ不足や、多様な研修・研究を支える設備や機能面における課題、また施設の老朽化等の課題があります。教員の資質、専門性の向上や学校、子ども、保護者への支援等を充実していくために、幼稚園を含め100校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取り組みが求められています。

>> 取組の方向

教職員の研修・研究環境の充実及び子ども、保護者、学校への支援の充実に向けて、教職員の研修・研究のセンター的機能や教育相談機能、学校支援機能など、どのような機能が必要であるか、新たな教育センター機能のあり方や整備の方向性について検討を進めます。

また、新たな教育センター機能の検討とあわせ、幼児教育センター機能の整備に向けた取り組みや校務の軽減等の学校支援のあり方についての検討に取り組めます。

さらに、現在実施されている研修・研究の質の向上や、学校・学び舎の取り組みを教育委員会が支援していく体制を充実し、改善を図ります。

>> 4年後の姿

新たな教育センター機能の整備に向けた検討及び既存の研修・研究等の質の向上や学校・学び舎への支援体制の充実・改善のための取り組みを行っています。

- 1 - 教員の研修・研究機能の充実

区立小・中学校の教員への研修・研究について質の向上を図り、効果的な実施手法の検討等を行うとともに、幼稚園教員や保育士など就学前(幼児)教育の担い手の資質の向上に向けた研修に取り組みます。

また、小・中学校の教員が共同による研修・研究の機会の確保など研修・研究環境の整備・充実に取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
教員の研修・研究の質の向上に向けた検討・取り組み	教員の研修・研究の質の向上等に向けた取り組み	教員の研修・研究の質の向上に向けた取り組み	教員の研修・研究の質の向上に向けた取り組み
研修・研究の環境の整備に向けた検討	研修・研究の環境の整備に向けた取り組み	研修・研究の環境の整備に向けた取り組み	研修・研究の環境の整備に向けた検討・取り組み

《所管課：教育指導課》

- 1 - 新教育センターの検討

教職員の研修・研究環境の充実及び子ども、保護者、学校への支援の充実に向けて、新たな教育センター機能の検討・整備に取り組みます。

また、新教育センター機能の整備に係る検討内容・状況を踏まえ、幼稚園教諭などの研修や幼児教育の研究を担う幼児教育センター機能の整備に向けた検討と取り組みを一部実施し、さらに、校務の軽減等の学校支援のあり方についての検討を進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
新たな教育センター機能のあり方の検討・整備構想の作成	新たな教育センター機能の整備計画の策定に向けた検討	新たな教育センター機能の整備計画の策定	新たな教育センター機能の整備計画に基づく取り組み 教育センター機能の整備に向けた体制の準備
幼児教育センター機能の検討・準備	幼児教育センター機能の検討・一部実施	幼児教育センター機能の一部実施	幼児教育センター機能の一部実施及び全部実施に向けた検証・検討
学校支援のあり方の検討	学校支援のあり方の検討	学校支援のあり方・手法・体制の検討	学校支援のあり方・手法・体制の検討

《所管課：教育指導課、教育相談・特別支援教育課、学務課》

- 2 信頼される学校経営の推進

>> 現状と課題

「世田谷9年教育」では、近隣の区立小・中学校で学び舎を構成し、学び舎による学校運営や教育活動を推進しています。各学び舎では、「『学び舎』教育計画」を編成し、学び舎としての学校運営やそのための組織、特色ある教育活動などを定め、各学校の学校運営及び学び舎運営の充実を図っています。あわせて、学校や学び舎の情報を学校要覧や学び舎要覧、学校や学び舎のホームページにより保護者や地域に発信しています。今後も、各学校、各学び舎から積極的な情報発信を行い、「世田谷9年教育」の取り組みの周知に努めることが必要です。

「世田谷9年教育」の一層の定着など、質の高い学校教育の実現のためには、管理職である校長や副校長の十分な理解とリーダー・シップが重要であり、その質の向上が重要です。

また、各学校では安全計画を策定し、計画に基づき安全指導等を実施しています。引き続き、安全指導を推進するとともに、食物アレルギーへの対応や通学路の安全対策など、近年課題となっているさまざまな状況を想定した、学校における危機管理の取り組みの強化が必要です。

>> 取組の方向

「世田谷9年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、先進的に取り組んでいる学校や学び舎の経営・運営を参考として、学校経営や学び舎運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立をめざします。

また、ホームページの効果的な活用などにより、積極的な情報発信を進め、保護者や地域への「世田谷9年教育」の周知に努め、世田谷の学校教育に対する理解の促進を図ります。

さらに、食物アレルギーへの対応、熱中症対策、通学路の安全確保など、さまざまな状況に即応した学校の危機管理能力の向上を図ります。

>> 4年後の姿

「世田谷マネジメントスタンダード」を整備・確立し、それを活用したより質の高い学校経営や学び舎運営が本格実施されるとともに、保護者や地域に向けた「世田谷9年教育」への理解の定着に向けて、引き続き学校や学び舎からの積極的な情報発信を行っています。

また、学校の危機管理が徹底され、学校を支える安全体制の整備に努めています。

- 2 - 「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立

「世田谷9年教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、先進的に取り組んでいる学校や学び舎の経営・運営について、特に「地域運営学校の推進」、「世田谷9年教育の推進」、「教科「日本語」の推進」、「学校評価システムの推進」、「人材育成の推進」の5点について参考となる、学校経営や学び舎運営のモデルとしての「世田谷マネジメントスタンダード」の整備・確立をめざします。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
世田谷マネジメントスタンダード検討委員会設置	世田谷マネジメントスタンダードの検討・策定	世田谷マネジメントスタンダードの試行及び検証	世田谷マネジメントスタンダードの本格実施
世田谷マネジメントスタンダードの策定に向けた現状把握・情報収集・検討			

《所管課：教育指導課》

- 2 - 学び舎による学校運営の充実

「世田谷9年教育」を推進するために近隣の区立小・中学校で構成する「学び舎」として教育目標や行動計画などを設定し、行動計画等の検証を行いながら、小学校と中学校の教職員が協働して学校運営や教育活動の充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実	学び舎による学校運営の充実

《所管課：教育指導課》

- 2 - 学び舎にかかる通学区域の検討

「世田谷9年教育」では近隣の小・中学校により「学び舎」を構成しますが、一部の区立小学校では卒業後複数の区立中学校に進学し、学校によっては、複数の学び舎に所属するという状況があります。そこで、学び舎による学校運営の充実を図るため、学び舎にかかる通学区域の検討を行います。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学び舎にかかる通学区域の検討	学び舎にかかる通学区域の検討	学び舎にかかる通学区域の検討	学び舎にかかる通学区域の検討

《所管課：学務課、学校適正配置担当課、教育指導課》

- 2 - 学校情報の発信

学校要覧や学び舎要覧、学校や学び舎のホームページの充実等により、学校からの積極的な情報発信を進め、学校や、保護者・地域への「世田谷9年教育」の取り組みの周知を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実	学校及び学び舎の広報活動の充実

《所管課：教育指導課、教育総務課》

- 2 - 学校教育を支える安全の推進

各学校では、学校保健安全法に基づき、学校安全計画を毎年度策定し、計画に基づき安全指導等を実施します。

また、東日本大震災時の対応から明らかになった課題等を踏まえた防災訓練等を実施するとともに、地震・火災・風水害などの災害に備えた防災対応知識の啓発などを推進します。

さらに、感染症対策・アレルギー対策、熱中症予防対策、不審者の侵入防止、通学時の安全確保など、多様化・複雑化するニーズに適切に対応するため、学校・家庭・地域の連携を深めながら、学校の危機管理能力の向上を図ります。

増加している食物アレルギーのある児童・生徒に対し、学校で適切に対応していくため、よりわかりやすいマニュアルづくりと環境整備に努めるとともに、すべての学校関係者に正しい情報と対応を身に付けてもらうよう働きかけていきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校安全計画の策定、実施	学校安全計画の策定、実施	学校安全計画の策定、実施	学校安全計画の策定、実施
学校教育を支える安全の推進	学校教育を支える安全の推進	学校教育を支える安全の推進	学校教育を支える安全の推進
食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・対応食器の導入 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修	食物アレルギーへの対応 ・研修の実施 ・給食施設の改修

《所管課：教育総務課、学校健康推進課、教育指導課》

- 2 - 学校評価システムの推進

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進めるため、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価システムの改善・充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの検討	(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの検討	(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの実施	(仮称)世田谷版「学校支援地域本部」の検討を踏まえた新たな学校評価システムの推進

《所管課：教育指導課》

- 3 ニーズに応じた相談機能の充実

>> 現状と課題

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されるなど、児童・生徒が抱える悩みや問題に対して、早期発見や未然防止、発生後の対応等、相談機能の重要性がこれまでも増して高まっています。

また、不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達発育など、児童・生徒とその保護者が抱える問題は、複雑化・多様化しています。そのため、総合的な支援や専門的な相談など、ニーズに応じた教育相談機能・不登校対策をさらに充実することが求められています。

>> 取組の方向

いじめや不登校、性や思春期のこころの問題などの心理的な相談、虐待・ネグレクトなどに関する相談、発達発育に関する相談など、児童・生徒とその保護者へのさまざまな相談機能を充実し、児童・生徒の健全な発達と成長を促す取り組みを進めます。

特に、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、法に規定された「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保」への対応及び不登校、発達上の課題、虐待・ネグレクト、DVといった家庭環境・生活背景を抱えた相談の増加に対応するため、スクールソーシャルワーカーの配置拡充により、スクールカウンセラーや教育相談室と連携した学校内外の教育相談機能の充実を図ります。

また、不登校対策では、教育相談室による学校支援（校外アドバイザー）や不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣、不登校保護者のつどいに加え、ほっとスクールについては、民間活用などの新たな運営手法や学習支援の強化なども視野に入れた第3のほっとスクールの設置検討と開設準備に取り組みます。

>> 4年後の姿

心理教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる学校内外の教育相談機能の充実及び第3のほっとスクールの設置をはじめ、教育相談室による学校支援や不登校相談窓口等による不登校対策を充実しています。

- 3 - 不登校等への取り組みの充実

スクールカウンセラーによる学校での相談機能に加え、教育相談室による学校支援（校外アドバイザー）、不登校相談窓口、メンタルフレンド派遣事業、不登校保護者のつどい、ほっとスクール運営等により、不登校やいじめ問題等に係る取り組みの充実を図ります。ほっとスクールについては、第3の施設の設置に向けて検討と開設準備を進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
不登校対策の充実	不登校対策の充実	不登校対策の充実	不登校対策の充実
第3のほっとスクール設置検討、構想	第3のほっとスクール設計	第3のほっとスクール設計	第3のほっとスクール開設準備、整備工事

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

- 3 - 相談機能の充実

児童・生徒や保護者からの相談は、子どもの心理的要因に加え、家庭の福祉的要因が背景にあるなど、複雑化・多様化しています。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、心理教育相談員やスクールカウンセラーと連携した学校内外の教育相談体制を強化し、児童・生徒とその保護者の主体的な問題解決を支援します。また、関係諸機関との連携、ネットワーク強化をさらに推し進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
相談機能の充実 ・スクールソーシャルワーカー3名体制（2名増員）による教育相談体制の強化	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援	相談機能の充実 ・教育相談体制の強化による児童・生徒とその保護者の支援

《所管課：教育相談・特別支援教育課》

安全安心と学びを充実する教育環境の整備

基本的な考え方

子どもたちが「世田谷9年教育」による質の高い教育を通して、「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体・たくましい心」をはぐくむためには、その基盤として、子どもたちが日々学び、生活する場である学校施設が安全安心で快適な空間であることが望まれるのは言うまでもありません。こうした教育環境を整備・充実させることは私たち大人の重要な役割です。

また、これからの学校施設の整備にあたっては、国や東京都の教育制度改革の動向などを注視しつつ、21世紀を生きる子どもたちをはぐくむための今後の学校教育の進展や、ICT（情報通信技術）を活用した教育の情報化の進展など学校教育を取り巻く社会状況の変化に応じて柔軟に対応できるようにしていく必要があります。

さらには、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）への対応を含めて、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境に配慮した施設整備を進めることもあわせて求められています。

こうした中であって、東日本大震災など大きな自然災害などの経験から、学校施設が災害時には地域の避難所となることや、地域の祭などの行事、青少年や高齢者など各種団体による活動、地域の文化・スポーツ活動など、学校が地域コミュニティの核としての役割を果たしていることから、より一層地域に根ざした学校施設の整備に取り組む必要があります。

また、一方では、現在区が保有・管理する施設を機能（用途）別にみた場合、全855施設のうち学校教育施設（区立小・中学校のほか区立幼稚園などを含む）は113施設あり、全体の約13%となっていますが、区の施設全体の延べ床面積でみた場合は、学校教育施設の占める割合が約60%と最も大きくなっています。

このような状況にあって、今後の学校施設の整備においては、子どもたちの学びの場、生活の場を健康的かつ安全で快適なものとするとともに、情報化の進展や環境負荷の低減など社会の要請に応じた設備・機器の導入、災害対策機能や地域コミュニティの活動拠点としての施設のあり方を整備に反映しつつ、さらには周辺の公共施設の機能を複合的に整備することで、高機能で多機能な公共施設としての側面をあわせもった学校づくりを推進することも重要です。

教育委員会では、これからの学校施設の整備にあたっては、区長部局との連携はもとより、学校と密接に関係する地域住民のニーズも踏まえながら、今後とも子どもたちにとってより良い教育環境を整備・充実することを第一に取り組んでいきます。

- 1 学校の適正規模化の推進

>> 現状と課題

教育委員会では、「区立小・中学校の適正規模及び適正配置等具体的な方策について」（平成12年9月策定）に基づき、平成16年4月に新星中学校と池尻中学校を統合し、三宿中学校を開設しました。

その後、公立学校の魅力を高め、より良い教育環境の実現をめざす、学校の適正規模化・適正配置の取り組みを推進するために、今後の児童・生徒数の推移や学校施設の老朽化を念頭に、大規模化・小規模化・校舎の老朽化の3つの課題を総合的に捉えて、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する基本的な考え方」（平成20年8月）及び「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第1ステップ・平成20年度～平成25年度）」（平成21年3月）を策定し、年次計画に沿って具体的な取り組みを進めました。大規模校に対する具体的な方策としては、通学区域内の児童数増加に対応するため、二子玉川小学校、砧南小学校、千歳小学校、千歳台小学校の普通教室の増築等を実施しました。小規模校に対する具体的な方策としては、小規模化傾向が続くと見込まれる中学校で学校間が近接している学校群について、学校の統合にあわせて、学校施設の改築・改修や周辺中学校との通学区域の再編を視野に入れ、適正規模化を推進しました。若林中学校と山崎中学校（両中学校は平成23年3月末で廃止）を統合し、平成23年4月に世田谷中学校を、船橋中学校と希望丘中学校（両中学校は平成24年3月末で廃止）を統合し、平成24年4月に船橋希望中学校を開設しました。

校舎の老朽化に対する具体的な方策としては、「新たな学校施設整備基本方針」及び「標準設計指針・標準仕様書」に基づき、毎年2校の次期改築校を選定し、計画的な整備を推進しています。

区立小・中学校の児童・生徒数は、今後数年間、小・中学校ともに微増傾向が続き、小学校で平成28年度～平成33年度頃、中学校で平成34年度～平成37年度頃にかけてピークを迎え、その後はゆるやかに減少傾向となることが見込まれます。また地域や学校区単位でみると、増加傾向または減少傾向の偏在化がみられ、引き続き学校の適正規模化・適正配置の取り組みを推進する必要があります。

>> 取組の方向

子どもたちのより良い教育環境の実現をめざし、国や東京都の教育制度改革の動向などを注視しつつ、児童・生徒数の将来動向を見極めながら、区財政の中期見通しや公共施設整備方針等も考慮して、区立小・中学校の適正規模化・適正配置の具体的な取り組みを一層推進していきます。

教育委員会では、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第2ステップ・平成25年度～平成31年度）」に基づき、大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題への対応を計画的に進めます。

>> 4年後の姿

第2ステップに基づき、大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題への対応を計画的に進めています。

- 1 - 学校の適正規模化・適正配置

大規模化、小規模化、校舎の老朽化の3つの課題に総合的かつ速やかに対応していくため、「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第2ステップ・平成25年度～平成31年度）」を着実に推進します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校の適正規模化の推進	学校の適正規模化の推進	学校の適正規模化の推進	学校の適正規模化の推進

《所管課：学校適正配置担当課》

- 2 次代に繋ぐ学校施設の整備

>> 現状と課題

世田谷区では、すべての区立小・中学校の校舎及び体育館の耐震化を完了し、子どもたちが安全に安心して学校生活を送ることができるよう取り組みを進めてきました。

今後、建築後40年～50年を経過する学校が増加していくことへの対応や、変化する社会環境等へも対応しながら、子どもたちにとってよりよい教育環境を効率よく整備していくため、本ビジョンや平成25年度に改定した「公共施設整備方針」等に基づき、「新たな学校施設整備基本方針」(第2次)を策定しました。

これら方針等に基づき、将来膨大な建て替え需要が一時的に集中して発生することのないよう、大規模改修等による建物の長寿命化を図りながら計画的な学校改築を進め、引き続き安全・安心な学校づくりに努めるとともに、環境へも配慮しながら、より耐久性の高い施設をつくり、学校と地域との連携等、新たなニーズにも対応できるような施設整備を行っていく必要があります。

>> 取組の方向

教育委員会では、平成17年度に策定した「新たな学校施設整備基本方針」及び「標準設計指針・標準仕様書」に基づき、毎年2校の改築を基本に、リノベーション等の手法も活用しつつ施設の長寿命化を図る改修を組みあわせながら、学校施設の整備に計画的に取り組んできました。

学校は子どもたちの学習の場であり、生活の場でもあります。今後も、改定する「新たな学校施設整備基本方針」(第2次)等に基づき、施設への課題に対応し、計画的に改築を進めながら、老朽化等への対策と快適な学習環境を整備していきます。また、みどり豊かな学校づくりの取り組みや、自然エネルギーの活用、省エネルギー設備の導入など環境への負荷低減の取り組みや環境学習への活用を図るほか、特別支援教育や新BOP、その他の多様な教育活動へ対応できる施設整備を計画的に進めていきます。さらに、避難所としての機能や地域コミュニティの活性化の観点から、学校施設の用途の多様化への対応や、複合化施設の併設なども考慮し施設整備を図っていきます。

>> 4年後の姿

「公共施設整備方針」、「新たな学校施設整備基本方針」(第2次)に基づき、計画的に学校の施設整備を進めています。

- 2 - 地域に貢献する学校改築の推進

本ビジョンや平成25年度に改定した「公共施設整備方針」と整合を図りながら策定した、「新たな学校施設整備基本方針」(第2次)に基づき、計画的に学校の改築等の施設整備を推進していきます。

学校の改築にあたっては、学校施設の防災・防犯や、環境・省エネルギーに配慮し、子どもたちにとって良好な教育環境を整備するのみならず、地域コミュニティの活性化の観点から、学校施設を地域で有効に活用できるよう取り組みます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
新たな学校施設整備基本方針等に基づく改築計画の推進	新たな学校施設整備基本方針等に基づく改築計画の推進	新たな学校施設整備基本方針等に基づく改築計画の推進	新たな学校施設整備基本方針等に基づく改築計画の推進

《所管課：施設課》

- 2 - 安全・安心の学校施設の改修・整備

学校施設の大規模改修、給食室改修等を計画的に実施します。改修・整備にあたっては、安全性・利便性等を向上させ、施設の長寿命化を図り、改築計画まで施設を維持していきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
学校施設の適正な改修・整備	学校施設の適正な改修・整備	学校施設の適正な改修・整備	学校施設の適正な改修・整備

《所管課：施設課》

- 2 - 環境に配慮した学校づくり

学校施設の改築・大規模改修工事において、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）や世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）等に基づき、省エネルギー機器を導入しエネルギー使用の合理化に努めるとともに、再生可能エネルギー利用促進の動向を踏まえ、子どもたちが生活と環境とのかかわりに関する学習に活用できるような施設整備を進めます。

また、「世田谷区みどりとみずの行動計画」の取り組みと連携し、みどり豊かな学校づくりを進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
省エネルギー機器等の導入による環境に配慮した学校整備	省エネルギー機器等の導入による環境に配慮した学校整備	省エネルギー機器等の導入による環境に配慮した学校整備	省エネルギー機器等の導入による環境に配慮した学校整備

《所管課：施設課》

生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

基本的な考え方

生涯を通じて区民が主体的に学び、自らのライフステージの充実とともに、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実を進めてきました。

誰もが自らの生き方に適した生涯学習を進めるために、社会の一員としての参加意識をはぐくみ、地域社会の担い手として学びあい育ちあう社会教育を推進します。

また、学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供・開発を推進し、地域の大人自身が相互に学びあい育ちあう活動を活発にするために、学習活動の発表交流や、ネットワークづくりなどを支援します。

こうした取り組みから、生涯を通じて区民が主体的に学び、充実した生活や人生を送れるよう支援するとともに、学んだことをいかす機会や場づくりを通じた地域コミュニティづくり・地域コミュニティの活性化を促進します。

子ども・若者の地域での活動を支援することにより、子ども・若者自身の成長と次代の地域リーダーとなる若者の育成をめざします。

障害のある人や外国人など社会的に不利な立場にある人たちの生涯学習を支援するために、人権と平和の視点に基づいて相互理解を深め、共に生きるための学習を支援します。

区民が郷土の歴史、文化、伝統をさまざまな形で学び活動できる拠点を整備します。

- 1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり

>> 現状と課題

家庭教育や青少年育成活動など、学校・家庭・地域の連携・協働は一定の成果を上げています。今後は、まちづくりなどに関連する施策や自主的な学習文化団体などと連携・協働を一層進める必要があります。

これまでの生涯学習の地域展開によって、地域で学びあう仲間づくりを通して学習の成果をいかし地域社会に参加する機会を広げてきました。今後は、さらに地域特性をいかし、多様な社会資源と連携・協働して、区民が主体的に参画する生涯学習事業を充実させる必要があります。池之上青少年会館のような機能を有する施設や学校跡地を活用した新たな青少年の活動支援施設の整備や体験・学習など、青少年の活動を支援する取り組みが必要です。

障害のある成人のための社会教育の機会として、知的障害、肢体不自由、聴覚障害の人を対象とした障害者学級を開設し、その主体的な運営を支援してきました。

今後は、「障害者の権利に関する条約」や「障害者差別禁止法」などの動向を踏まえて、共生社会の実現に向けた社会教育における福祉教育の充実が求められています。

>> 取組の方向

多様な社会資源と連携・協働して、区民参画型の生涯学習事業を充実するとともに、身近な地域における区民の生涯学習の推進を支える体制を充実します。また、地域で相互に学びあい育ちあう担い手づくりと活動の支援のために社会的な環境づくりを推進します。

学校・家庭・地域と連携し、地域と学校をつなぐ担い手の育成と地域の教育力の向上を図ります。また、関係諸団体とのネットワークと協働を進めます。

区長部局と連携し、子ども・若者の社会的自立のための学習と活動の支援プログラムを充実させます。

障害のある成人を対象とした障害者学級のあり方と運営について検討し、地域の状況と課題に対応した障害者学級の充実を図ります。また、社会教育施設の利用や一般対象の社会教育事業への障害者の参加を促進します。

さまざまな障害に対する理解を深め、その活動を支援する福祉教育ボランティアの育成を進めます。

>> 4年後の姿

身近な地域における区民の主体的な生涯学習を支援する体制が整い、学びのネットワークをいかした地域コミュニティへの参画と担い手を育てるしくみが整備されています。

地域や青少年育成関係団体とのネットワークを構築し、地域の担い手を育成するための施設整備と機能の充実を図っています。

福祉教育のあり方検討に基づいて、障害者学級の改善の取り組みを進めています。福祉教育ボランティアの育成のための研修事業などが充実しています。

- 1 - 各種団体への支援の充実

学校・家庭・地域の連携を進め、地域の関係諸団体のネットワークと協働を促進します。

また、地域の生涯学習と地域活動に関する幅広い情報発信、学習相談体制を充実して、学習の成果をいかし地域社会に貢献する活動を支援します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
地域における関係諸団体のネットワークと協働を進めるしくみの検討	地域における関係諸団体のネットワークと協働を進めるしくみの検討	地域における関係諸団体のネットワークと協働を進めるしくみの試行	地域における関係諸団体のネットワークと協働を進めるしくみの実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 1 - 地域での生涯学習事業の推進

地域特性や地域資源をいかした区民参画型の生涯学習事業を充実させます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
地域と連携共同した区民企画講座の整理	区民企画講座の検討	区民企画講座の試行	区民企画講座の実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 1 - 社会教育の充実

多様な地域資源をいかながら、地域で学びあい育ちあう学習活動を支援します。また、地域の多様な人材を次代の担い手にするとともに、活動のためのネットワークを充実します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
社会教育委員の会議の活性化	社会教育委員の会議の活性化	担い手を育てるしくみと環境の検討	担い手を育てるしくみと環境の整備
青少年委員活動の検討	青少年委員活動の充実		
ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実	ネットワークの充実

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 1 - 青少年教育の充実

区長部局と連携して、子どもの自己形成・自己実現のための場や機会を支援するための体験プログラムや講座などの充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
青少年教育事業の検討・実施	青少年教育事業の検討・実施	青少年教育事業の拡充	青少年教育事業の拡充

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 1 - 福祉教育の推進

障害のある成人を対象とした障害者学級のあり方と運営について検討します。

さまざまな障害に対する理解を深め、その活動を支援する福祉教育ボランティアの育成を進めます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
福祉教育のあり方検討とまとめ	福祉教育のあり方の試行	福祉教育のあり方の試行	福祉教育のあり方の試行
福祉教育ボランティア育成事業の検討	福祉教育ボランティア育成事業の検討	福祉教育ボランティア育成事業の検討	福祉教育ボランティア育成事業の改善と実施

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

- 2 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実

>> 現状と課題

平成22年3月に策定した「世田谷区立図書館ビジョン」では、これからの図書館運営の基本理念を「知と学びと文化の情報拠点」と決めました。その実現に向け、第1期、第2期行動計画を策定し、地域の特性に応じた事業の実施、月曜開館の一部実施などさまざまな施策を推進してきました。

また、子ども読書活動の推進については、「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」に基づき取り組みを推進してきました。

今後は、策定以降の社会状況等の変化を踏まえた新たな図書館機能の検討・充実と、子どもの読書環境の整備が求められています。

>> 取組の方向

人々が集い交流する地域の知と学びと文化の情報拠点としての図書館づくりを進めるため、中央図書館機能の拡充や図書館ネットワークの整備・拡充を図るとともに、課題解決支援機能の拡充などに取り組んでいきます。また、学校図書館との連携を推進することにより、子どもの読書環境の整備を進めていきます。

>> 4年後の姿

図書館ターミナルの設置やまちかど図書室への図書館情報システム導入による図書館ネットワークの整備、区民の課題解決や多様な学習活動への支援機能の充実などにより、88万区民にふさわしい、区民が生涯を通じて学びあい、文化等に親しみ、世代を超えて交流ができる知と学びと文化の情報拠点としての図書館が機能しています。

また、学校・家庭・地域で連携した取り組みを推進することにより、子どもの読書環境の整備が進み、子どもの読書活動が充実しています。

- 2 - 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実

新たな図書館機能について検討を進め、新たな図書館像を示す（仮称）第2次図書館ビジョンを策定します。また、中央図書館の機能拡充をめざすとともに、図書館ネットワークの整備、地域の特性やニーズに応じた図書館の運営、課題解決支援機能の充実などの取り組みを進め、さらに地域の学習拠点としての図書館機能の充実を図ります。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
(仮称)第2次図書館ビジョンの策定	(仮称)第2次図書館ビジョンの推進	(仮称)第2次図書館ビジョンの推進	(仮称)第2次図書館ビジョンの推進
中央図書館の機能拡充及び図書館ネットワークの整備・拡充	中央図書館の機能拡充及び図書館ネットワークの整備・拡充	中央図書館の機能拡充及び図書館ネットワークの整備・拡充	中央図書館の機能拡充及び図書館ネットワークの整備・拡充
課題解決支援機能の充実	課題解決支援機能の充実	課題解決支援機能の充実	課題解決支援機能の充実

《所管課：中央図書館》

- 2 - 家庭や地域、学校における読書活動の充実

「第2次世田谷区子ども読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携して、家庭や地域、学校における子どもたちの読書環境づくりを進めていきます。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
子ども読書リーダー（子ども司書）の育成・活用	子ども読書リーダー（子ども司書）の育成・活用	子ども読書リーダー（子ども司書）の育成・活用	子ども読書リーダー（子ども司書）の育成・活用
区立図書館と学校図書館との連携強化	区立図書館と学校図書館との連携強化	区立図書館と学校図書館との連携強化	区立図書館と学校図書館との連携強化

《所管課：中央図書館》

- 3 郷土を知り次世代へ継承する取り組み

>> 現状と課題

世田谷には、都内最大級の縄文時代集落遺跡など300か所以上の遺跡が存在し、江戸時代以降の文化財も数多く残っています。

区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護・活用を図るとともに、積極的な公開・活用等を進め、郷土の歴史・文化に関する啓発を推進しています。

区民が郷土の伝統文化や文化財に親しみ、地域の理解を深める体験学習の機会を充実させ、歴史・文化の保護や継承する意識を高めています。

区内のさまざまな文化財や伝統文化等について、電子化により情報の活用・公開を進めるとともに、文化財施設相互の連携強化と有効活用により、区民がこれらに身近に接することのできる機会と場の整備をさらに進めることが求められています。

>> 取組の方向

文化財に関する幅広い調査活動を行うとともに、文化財等の保護及び活用に向けて事業の拡充を図ります。

地域の伝統文化の継承・文化財保護等の活動を通じて郷土への愛着を高めるとともに、郷土の歴史や文化を学習していく拠点を整備します。

区民が区内のさまざまな文化財や伝統文化等に身近に接することができるように、ICT環境の整備による、文化資料の公開を推進します。

世田谷という郷土に愛着を持ち、世田谷のよさを発信する区民を支援していきます。

>> 4年後の姿

関連施策事業を評価したうえで拠点施設整備の設計、運営方法等を検討しています。

- 3 - 郷土「世田谷」の歴史、伝統文化を学習、体験、発信できる場の整備

郷土「世田谷」に興味、関心を持ち、その延長線上に郷土愛をはぐくめる場として、せたがやの歴史、伝統文化を学習、体験、発信できる場の整備を検討します。

年次計画

26年度	27年度	28年度	29年度
関連施策事業の評価	先進事例の調査、検討	仮称「郷土学習センター」の機能検討	施設運営方法の検討

《所管課：生涯学習・地域・学校連携課》

第4節 開かれた教育委員会の推進

本ビジョン・行動計画の実現にあたっては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携し協力しながら推進することが重要です。教育委員会では、学校・家庭・地域が、行政の計画した施策に対する理解を相互に深め、連携・協働して取り組む意識の醸成を図るため、次の取り組みを推進します。

1 開かれた教育委員会の推進

児童・生徒、保護者、地域の方々、教職員、教育委員会が教育行政に対する理解を相互に深め、信頼関係を高めるため、情報提供の充実や意見交換の機会の創出など、教育行政の透明性を向上し、区民に開かれた教育委員会を推進します。

そのために、現代的な教育課題を学校・家庭・地域とともに考える「(仮称)世田谷教育会議」等を設置し、区の教育行政について意見交換を行う機会を設けるなど、世田谷の教育の取り組みを広く発信し、区立学校全体へ取り組みの浸透を図るとともに、多様な意見を聞き、区民と行政が相互の信頼関係を築きながら連携・協働し、地域の特性をいかした質の高い教育の実現をめざします。

2 校務事務の改善

質の高い学校教育を支える教員が、子どもたちと接する時間や学習内容を向上する研修・研究の時間を創出するためには、校務事務の軽減を図る必要があります。

学校の校務事務等は、財務会計、文書事務、人事に係る事務のほか、給食費の徴収など多岐にわたっており、管理職をはじめ、事務担当がそれぞれ携わっています。これらの事務は、一部を除いて電算化がされておらず、事務処理に時間を要し、教員の負担となっていることから、各システムの電算化や給食費収納の公会計化を図り、校務事務の改善に取り組みます。

3 新たな教育制度への対応

国では、小学校の英語教育や道徳教育の充実など教育改革に向けた検討を進めています。また、地方教育行政の責任者を教育長とするなど、「今後の地方教育行政の在り方について」答申が中央教育審議会より出されました。教育委員会では、教育に関する国や東京都の動向に注視し、柔軟かつ迅速に対応できるよう、教育委員会の体制を整備します。

資料編

第1節 教育に関する主な動向

1 国の動向

(調整中)

2 東京都の動向

(調整中)

3 世田谷区の動向

(調整中)

第2節 世田谷区の教育関連データ

(調整中)